

令和8年度

横尾山 AIS 送受信所発電設備
改良改修ほか1件工事

仕 様 書

第八管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 1

工事名称

横尾山 AIS 送受信所発電設備改良改修ほか1件工事

1. 2

工事期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

1. 3

工事場所

- (1) 横尾山 AIS 送受信所
島根県 隠岐郡 隠岐の島町 那久大曲 1678-2
- (2) 崎山岬サグリ照射灯
島根県 隠岐郡 隠岐の島町 布施字漬山 20-4

1. 4

工事内容

非常用発電機据付工事	(1)	1式
配線等工事	(1)、(2)	1式
非常用発電機撤去工事	(1)	1式
照射灯用灯器交換工事	(2)	1式
電源設備修繕	(2)	1式
看板廃棄	(2)	1式

1. 5

管理事務所

境海上保安部 交通課
〒 984-0034
鳥取県境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎
電話:0859-42-2531

1. 6

工事担当部署

第八管区海上保安本部 交通部整備課
〒 624-8686
京都府舞鶴市字下福井901
電話:0773-76-4100

第二章 一般共通仕様

2. 1

適用事項

本工事は、この仕様書及び図面に記載した事項によるほか、次に示す仕様書及び関係法令等に準じて実施する。

(1) 仕様書等

- ・「電気通信設備工事共通仕様書」(最新版)
(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集)
- ・「公共建築工事標準仕様書(建築工事)」(最新版)
- ・「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事)」(最新版)
- ・「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事)」(最新版)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・設置機器取扱い説明書

(2) 関係法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく命令
- ・建築工事に係る資源の再資源化等に関する法律及びこれに基づく命令

なお、特に指示していない一般適用事項については、電気設備に関する技術基準、内線規程(日本電気協会)及び電気通信事業法などの関係法令に従い施工する。

(3) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(d)の順番のとおりとし、これにより難い場合は4項による。

- (a) 質問回答書
- (b) 特記仕様書
- (c) 図面
- (d) 電気通信工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書

2. 2

設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

2. 3

監督職員

監督職員とは、支出負担行為担当官(第八管区海上保安本部長)が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

2. 4

疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議のうえ指示に従う。

2. 5 現場に納まり等の関係による協議	現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督職員と協議する。
2. 6 官公署その他の手続	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないよう速やかに行う。
2. 7 関連する別工事	本工事を施工する上で密接に関連する別工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な施工に努める。
2. 8 現場代理人及び主任技術者	(1) 工事に必要とする高度な技術と経験を有する現場代理人及び主任技術者を専任し、経歴書を添えて監督職員に届け出る。 (2) 現場代理人及び主任技術者とは、工事受注契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
2. 9 工事現場の安全衛生管理	(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人を責任者として関係法令に従い管理する。 ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 (2) 工事現場は常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど事故の防止に努める。 (3) 作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。
2. 10 災害及び公害等の防止	工事施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 なお、第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または、公害の発生する恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。 (4) 気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。 (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

2. 11 臨機の処置	災害又は公害が発生した場合及び発生する恐れのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
2. 12 養生	在来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染または、周囲工作物等への損傷の恐れのあるものは、適正な方法で養生を行う。
2. 13 後片付け	工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
2. 14 施工計画書	工事着手に先立ち、工種別に、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、実施工程表を添付のうえ監督職員の承諾を受ける。
2. 15 施工図	施工に当たっては、事前に監督職員の指示する施工図（機器概観図、系統図、交換部品表等）を作成し、監督職員の承認を受ける。
2. 16 職方への指示	実施工程表、施工計画書、施工図、原寸図及び見本等は、関係する職方に周知徹底させる。
2. 17 材料	(1) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は 19 項(2)により承諾を受けたものを使用する。 (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものを使用する。 (3) 設計図書による「JIS(日本産業規格)の規格品」と指定された材料は、JIS マークのあるもの又は JIS の規格証明書が添付されたものを使用する。 (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出し承諾を受ける。
2. 18 材料の搬入	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。 ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
2. 19 材料検査	(1) 試験は、下記の場合に行う。 (a) 設計図書に定められた場合

	(b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて製作する。 (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適正な場所で行うものとし、その決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験を完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
2. 20 施工	施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、原寸図などに従って行う。仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は、誠実に施工する。
2. 21 軽微な変更	部材の取り合わせ及び現場の都合により必要が生じた場合は、その作業に支障のない範囲内で、かつ他の工作物等に支障を及ぼさない場合に限り監督職員の承諾を得て、工法の変更をすることができる。
2. 22 現場の管理	工事現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生法及びその他の関係法規に従い遺漏なく行う。また、工事場の労務者その他出入りの監督、風紀衛生の取り締まり並びに風水害、火災、盗難その他の事故並びに公害の防止について十分注意し、必要に応じて処置をとる。
2. 23 補償	第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適切な補償をしなければならない。
2. 24 官給品	本工事において、官給品又は支給品がある場合は監督職員の指示により、現場代理人又は主任技術者は次の処置をとる。 (1) 官給品又は支給品の引渡しを受ける際、事前にその旨を関係する管理事務所へ連絡する。 (2) 官給品又は支給品の受渡しについては、監督職員立会のもと数量等の確認を行い状態の点検をして異常の有無を確認する。 (3) 官給品の引渡しを受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。 (4) 官給品又は支給品の保管場所・保管方法及び使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。 (5) 官給品を使用した場合は、「官給品精算書」又は、「官給品返納書」を2部提出して確認を受ける。

2. 25

撤去材及び発生材
の処理

撤去材及び発生材のうち、返納する物は、整理のうえ「撤去品等発生通知書」を2部提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。返納しない物については、監督職員の指示による。

- (1) 撤去材の保管及び廃棄は確実にを行う。
- (2) 廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。
- (3) 返納する物については、指定する場所へ遅滞なく納める。

2. 26

工事日報

工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した日報を監督職員に提出する。ただし、監督職員の指示する場合は提出を要しない。

2. 27

非常の処置

本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。

工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。

なお、管理者への連絡は密に行う。

2. 28

異常現象への対応

受注者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

- (1) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。
- (3) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

2. 29

事故災害報告

受注者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

2. 30

工事を施工しない日
等

受注者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。

- (1) 工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日とする。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

(2) 工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後6時から翌日の午前6時までとする。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

2. 31

工事写真

写真は、工事前、工事中、完成とし、工事中については、各工程毎に1枚以上撮影する。デジタルカメラの場合は130万画素数以上とする。

(1) 工事完成後に視認できない箇所は、工事の進捗につれて写真撮影を行う。

(2) 上記写真撮影の際は、必要に応じて所用寸法が判別できるようスケール、折尺などをあて、工種、設計寸法、実測寸法等を記載した小黑板などを写し込む。

(3) 完成写真は、構造物外形や仕上げ状態等を撮影する。

2. 32

工事完成図書

工事完成後、次に示す書類を整理し、A4ファイルにて監督職員に1部、管理事務所に各1部、電子媒体(CD-R)にて監督職員に1部提出する。

また、電子データ提出にあたっては、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

(1) 工事概要

(2) 完成図面(竣工図(A3縮小版)、CADデータ(DXF、JWW、JWC))

(3) 工事写真(施工前、施工中、完成後(JPEGファイル等の電子データを含む))

(4) 使用材料(製品出荷証明書を含む)、取扱説明書、保証書

(5) 各種届出書等

(6) 廃材の処分先及び数量証明等

(7) 工事結果データ及び所見

(8) その他参考資料(工事日報を含む)

2. 33

竣工検査

現場代理人は、竣工検査に立ち会う。

なお、竣工検査での指摘事項については、受注者の負担により適切な措置を講じなければならない。

2. 34

工事实績情報システム(コリンズ)への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の場合、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、登録しなければならない。

第三章 特記仕様

- 1 特記事項で箇所指定がない場合は、各所に適用する。
- 2 特記事項で参考型番を記載しているが調達が困難な場合は、同等品以上の規格品とする。その際は、予め監督職員の承諾を受ける。

3. 1

一般事項

- (1) 施工場所の設備は航海の安全に重要な施設であることを各工事の従事者に周知徹底させるとともに、業務に支障を与えないように万全の注意を払い実施する。
- (2) 撤去にあたっては敷地の状況を的確に把握し、工事の安全や公害に十分注意すること。
- (3) 工事は、本仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、本仕様書に明記の無いものでも当然必要な事項は誠実に施工する。
- (4) 作業中における工具類等の落下防止に努めるとともに、作業者に安全帽の着用を励行させる。
- (5) 高所作業者は、作業前に必ず安全帯の点検を行うとともに作業中はその着用を怠ってはならない。
- (6) 構内の建物及び器物には損傷を与えないよう十分注意する。万が一、工事中の事故、自己の故意又は過失により装置類を毀損し、その正常動作が不可能となった場合は、監督職員に速報するとともに受注者で原状に復する。
- (7) 工事を行う者は、経験豊富で十分な知識及び技能を持つ者とし、かつ関係法令により一定の資格が必要な場合はそれらの有資格者とする。
- (8) 工事開始前に監督職員と作業手順について打合せを行う。
- (9) 本工事に必要な測定器具及び工具類は原則として受注者が用意する。
- (10) 工事作業は、当庁他業務に影響を及ぼさないよう監督職員と事前に打ち合わせのうえ行う。
- (11) 廃棄機器の銘板は、サンダー等により文字を削る。
- (12) 工事作業は、当庁他業務に影響を及ぼさないよう監督職員と事前に打ち合わせのうえ行う。

3. 2

非常用発電機 据付工事

- (1) 官給品は以下のとおりとする。

品 目	規格	数量	備考
非常用発電機 1φ 3kVA 100V	タイセイ電機(株)製 GTDL-3	1式	

引渡し場所:(島根県隠岐郡隠岐の島町内)

- (2) 官給品の引渡しは、監督職員立会いのもとに行い、機器外観の傷、歪み、部品

取付部の弛み及び脱落等の有無を検査し、異常がある場合は直ちに監督職員に報告して指示に従う。

- (3) 機器等の搬出入にあたっては、当該機器及び既設機器、施設等に損傷を与えないよう十分注意する。
- (4) 非常用発電機及び架台は図示の位置に設置する。
- (5) 掘削箇所埋戻しの材料は根切り土の中の良質土を、工法は機械による締固めを標準とする。
なお、埋戻し土は各層 300mm 程度ごとに締固める。
- (6) 非常用発電機の設定及び試験調整は本契約で行い、試験成績書等を提出すること。
- (7) 非常用発電機に軽油 180 リットルを給油すること。
- (8) 図示及び別途指示する位置に設置することが困難な場合は、監督職員の承認を得た場所に設置すること。
- (9) 非常用発電機設置については、非常用発電機の取扱説明書及び図面を標準とするが、制作する基礎等について地盤調査(SWS方式等)、耐震計算、アンカーボルト強度計算等を実施し問題がないことを確認し計算結果を提出すること。
なお、計算結果において支障がある場合は監督職員に報告し協議すること。

3. 3

配線等工事

- (1) 各機器間の配線は、配線系統図に従い配線し接続する。
なお、端子部はねじ圧着端子留め及び棒端子とする。
- (2) 電線は、直流回路にあつてはプラス側を白又は赤、マイナス側を黒とする。
- (3) 電源を投入する前に監督職員による配線の接続確認を行う。
- (4) ケーブルは、原則として中間においての接続はしない。本仕様書に指定のある場合又はやむをえず監督職員の承認を得て接続する場合はこの限りでない。
- (5) 接続方法は、圧着スリーブ、圧着端子、電線コネクタ等、使用電線に適合した接続材料及び工具を使用する。
- (6) 電線被覆の剥取りは、電線芯線を傷めないように施工する。
- (7) ケーブルにはキンクを生じさせないように注意して施工する。
- (8) 端末処理は、圧着端子又はコネクタ等により施工する。
- (9) 各装置の立ち上がり部は、2m以上の余長を設ける。
- (10) 機器等との接続は、端子に適合した圧着端子及び絶縁キャップを使用する。
- (11) 各ケーブルには、線名札を取り付け、接続相互間の機器及び端子番号を明記する。
- (12) 同じケーブルを複数配線する場合には、ストラップ等で束ねて配線する。
- (13) 接続端子には、張力がかからないよう施工する。また、接続箇所は、振動等により緩まないように十分締付けを行う。
- (14) 必要に応じて締結ボルトには緩止めとして、ダブルナット、ばね座金等を使用する。

3. 4

非常用発電機 撤去工事

- (15) ケーブルの固定については指定がある場合を除き、これを支持する箇所の状況に適合するものとする。
- (16) 避雷用電源装置等の避雷機器が設置されている場合、避雷機器の入力側と出力側及び接地線との間隔は誘導による電源サージ侵入を防ぐためにそれぞれ10cm以上離して配線する。

- (1) 下記の機器を撤去する。

品 目	規格	数量	備考
小電力給電装置	本田技研工業(株)製 EX3.0D	1 式	

- (2) 図示のケーブル等を撤去する。なお図示にないケーブルであっても使用していないと判断されたものは、可能な範囲で撤去する。またケーブルの撤去後、使用しない貫通穴等はモルタル等により適切に閉塞する。
- (3) 小電力給電装置を撤去する場合は、耐雷トランスから分電盤までのケーブルを仮設すること。
- (4) 本工事で発生した不用品については、関係法令に従い適法に運搬、廃棄処分を行う。

3. 5

照射灯用灯器 交換工事等

- (1) 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
- (2) 分析対象及び分析方法、検体採取箇所は次表による。

分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

検体採取箇所	分析方法
外壁タイル下地モルタル	定性分析 JIS A 1481-1
内部天井または内壁モルタル	

- (3) 結果を取り纏め、報告書を監督職員に提出する。併せて所轄労働基準監督署へ結果を報告する。
- (4) 分析の結果、石綿の含有が確認された場合は監督職員と協議する。

(5) 官給品及び支給品は以下のとおりとする。

官給品

品 目	規格	数量	備考
LED 照射灯用灯器	日本光機(株)製 LPL-2 特型	1式	(付属品含む)

引渡し場所:(島根県隠岐郡隠岐の島町内)

支給品

品 目	規格	数量	備考
灯器台	溶融亜鉛メッキ HDZT77	1式	(付属品含む)
制御箱取付金具		2個	(付属品含む)
制御盤取付補助金具		4個	(付属品含む)
引込開閉器盤	日東 M-13B	1面	木版ベース
引込開閉器盤取付金具		2個	(付属品含む)
照明器具	Panasonic 製 NNF22000C	1組	
電線	IM-IE 8sq 緑	6m	
ケーブル	CEE/F 1.25sq-6C	10m	
ケーブル	6DX LF1.25sq-3C	15m	
ケーブル	EM-CE/F 5.5sq-2C	6m	
ケーブル	EM-CE/F 5.5sq-3C	35m	
ケーブル	EM-CE/F 14sq-2C	35m	
合成樹脂可とう電線管	PF-D 22 グレー (付属品含む)	1巻	付属品 コンビネーション 2個 コネクタ 2個
メッセンジャーワイヤー	38sq	20m	
巻き付けグリップ	38sq	2個	
玉碍子	大	2個	
巻き付けグリップ玉碍子用		4個	
絶縁ハンガー	大	30個	
コンクリート柱用バンド	IBT-312	5個	
自在バンド	IBT-215	2個	
US サドル	U-20	20個	
ケミカルアンカー	M8 HVU2	1箱	

丸エフ	KF-20HW	40枚	
電流絶縁ワッシャー		50枚	

引渡し場所：(島根県隠岐郡隠岐の島町内)

- (6) 官給品及び支給品の引渡しは、監督職員立会いのもとに行い、機器外観の傷、歪み、部品取付部の弛み及び脱落等の有無を検査し、異常がある場合は直ちに監督職員に報告して指示に従う。
- (7) 機器等の搬出入にあたっては、当該機器及び既設機器、施設等に損傷を与えないよう十分注意する。
- (8) 崎山岬サグリ照射灯(以下、「照射灯」という。)の業務休止は行わない。
したがって、夜間(日没の30分前から日出の30分後までの間を目安とする)は、照射灯を点灯できるよう施工計画を立てる。
- (9) 図示のとおり、既設灯器、既設灯器台、既設安定器箱取付板、既設安定器箱、既設制御盤、既設日光弁受光部、無停電電源装置及び配線を撤去する。
- (10) 無停電電源装置は、境海上保安部交通課に返納する。
- (11) 図示のとおり、既設腕金に支給する鉄製(溶融亜鉛メッキ HDZT77)の灯器台を水平に取り付け、その上に付属ゴムシートを挟んで官給する灯器を取り付ける。
- (12) 灯器は、5分割された状態で官給するので、現場にて組み立てる。照準器を曲損させないように十分に注意して取り扱うこと。組み立て要領図は監督職員から提供する。
- (13) 図示のとおり、制御盤を設置する。設置場所は、円錐状の内壁となっているので、アンカーボルト打設の際は、制御盤に対し垂直に打設できるよう施工する。
- (14) 既設と同じ場所に、日光弁受光部を取り付ける。
- (15) 配線系統図(施工前、施工後)により、配線を敷設する。
- (16) 灯器設置後の照射方向調整を、天空照度が十分暗くなった後に実施する(午後7時頃を想定)。本仕様書 2.30(2)の規定は適用しない。
- (17) 灯台の天井に設置されている蛍光灯照明器具(20W×2)を撤去する。撤去した器具は適切に廃棄処分する。
- (18) 支給する LED 照明器具(2,000 lm程度、昼白色、電源内蔵)を設置する。
- (19) 本工事において発生する電力会社との調整及び費用については、受注者にて実施する。

3. 6

電源設備修繕

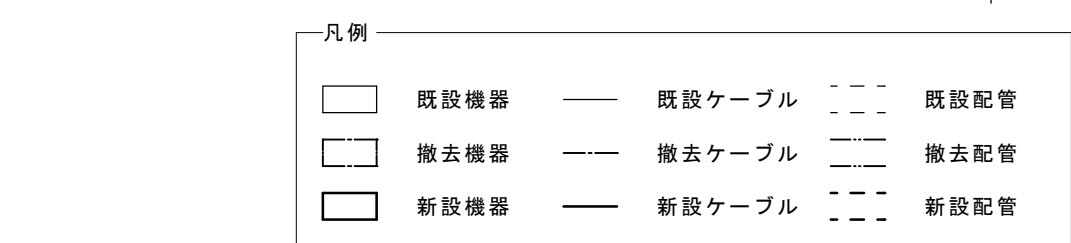
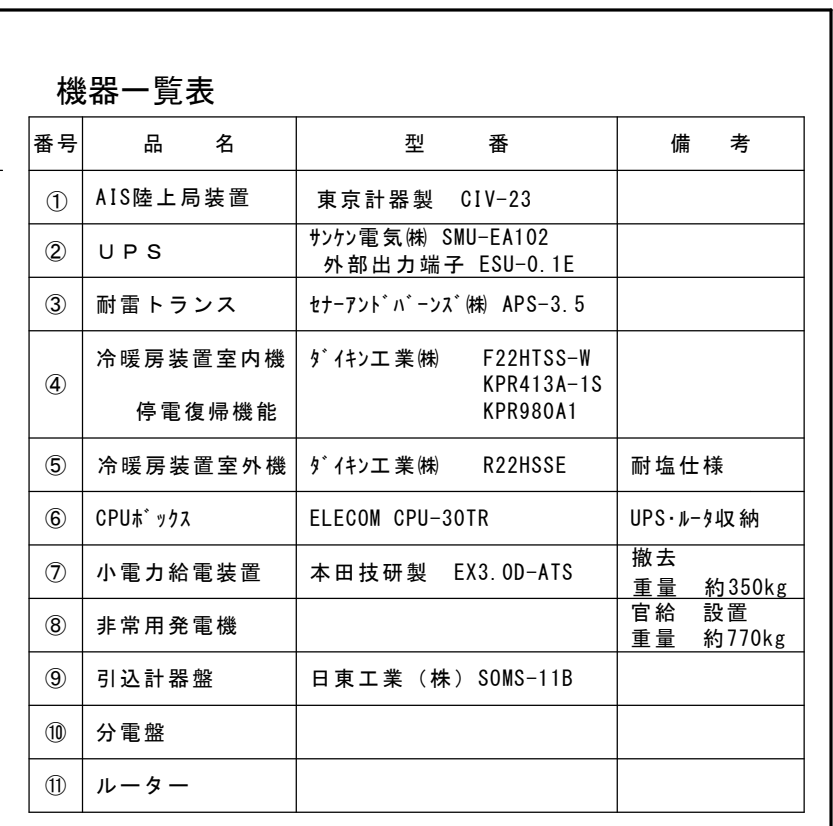
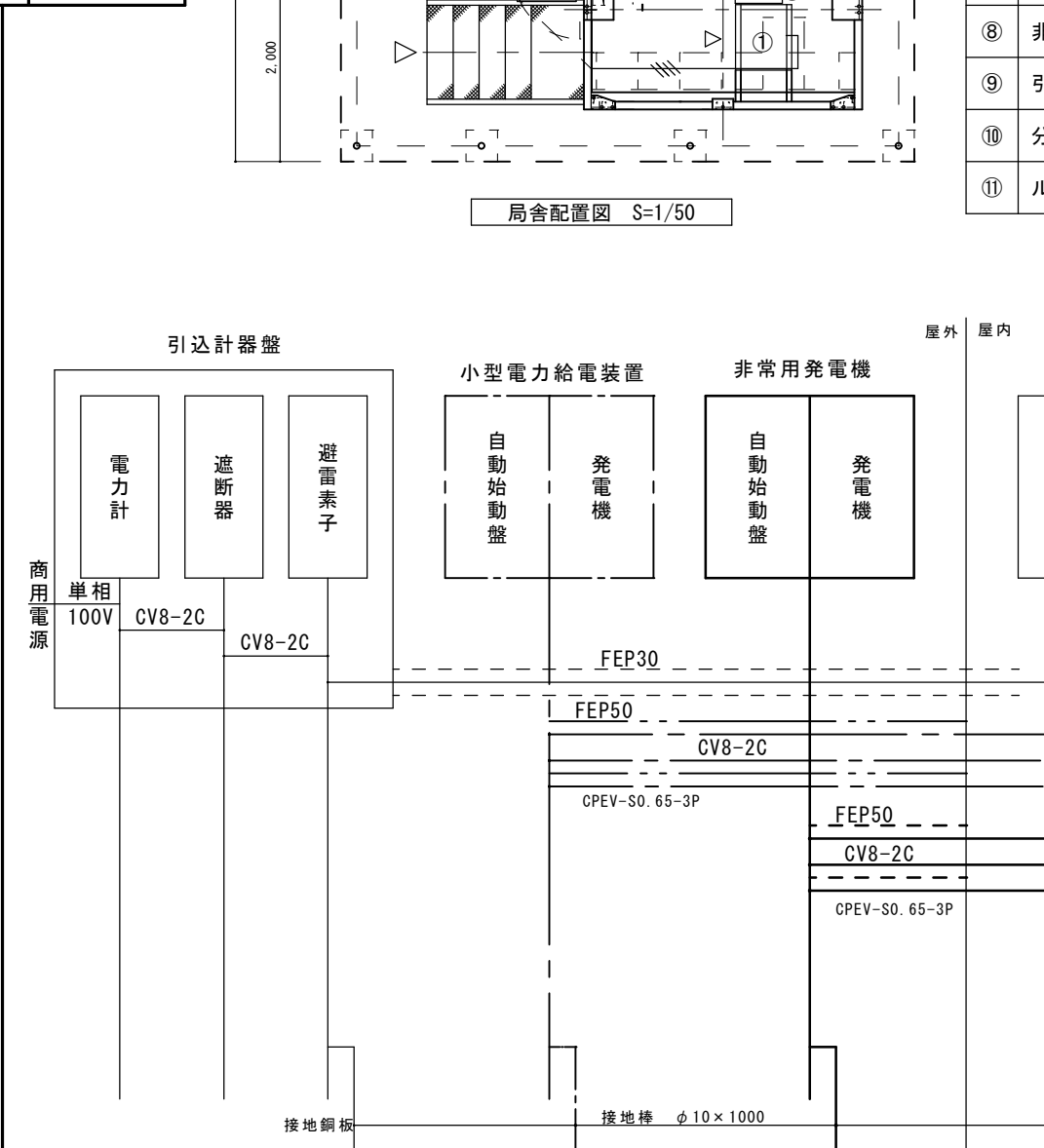
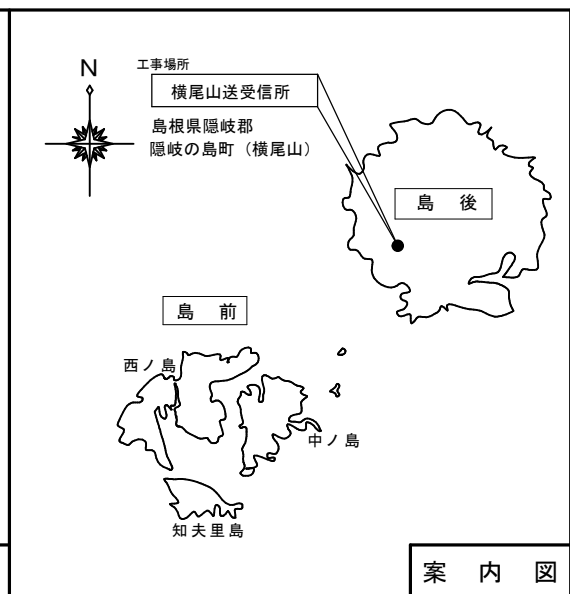
- (1) 支給する引込計器盤を交換する。MCB 及び電力量計は再使用する。
- (2) 盤引込の可とう電線管を PFD 管(茶系色)に交換する。
- (3) パンザマストへの取付は、鉄製バンド(イワブチ IBT 等)を使用する。
- (4) (3)の PFD 管は、既設 VE 管に接続する。既設 VE 管は再使用する。
- (5) 受電柱から灯台への送り電力ケーブルをメッセンジャーワイヤーを含めて交換する。ハンガーは、絶縁ハンガーに交換する。

- (6) 灯台側において、メッセンジャーワイヤーを引き留めるための金具が脱落しているので、支給する引留金物、Uボルトにて、図示に従い、灯台屋上の手すり柵に引き留める。メッセンジャーワイヤーは、引留金具のφ30の穴に、シンプル（溶融亜鉛メッキ製を調達）を用いて引き留める。
- (7) 引留金具及びUボルトと接触する手すり柵に、ゴムシート等を挟み、鉄とステンレスが直接接触しないようにする。
- (8) 灯台から照射灯への送り線を吊架しているハンガーが脱落しているので、支給するハンガーにて補修する。
- (9) パンザマストに配管を固定している既設ステンレスバンドを、全て鉄製バンド（イワブチ IBT 等）に交換する。
- (10) 避雷器箱とパンザマストの間にゴムシートを挟み込む。
- (11) パンザマスト、メッセンジャーワイヤー周囲の枝、ツタを除去する。パンザマスト周囲は手の届く範囲、メッセンジャーワイヤー周囲は地上から高枝ハサミが届く範囲で良い。
- (12) 本工事において発生する電力会社との調整及び費用については、受注者にて実施する。

3.7

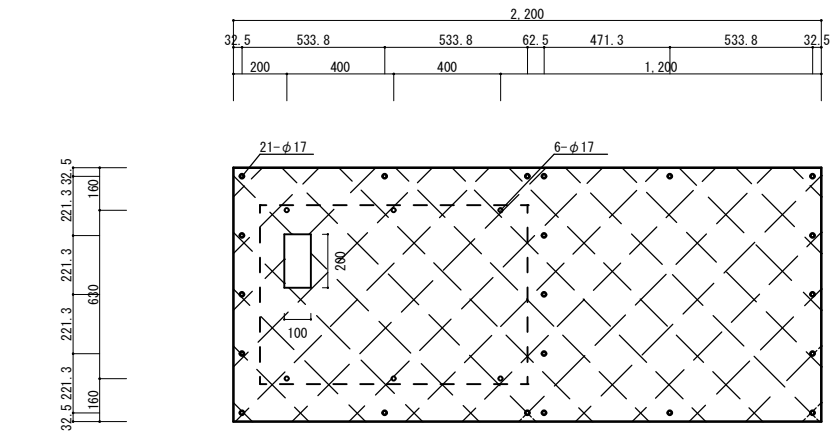
看板廃棄

- (1) 朽ちた木製看板が倒壊し残置されているので、撤去し適切に廃棄処分する。



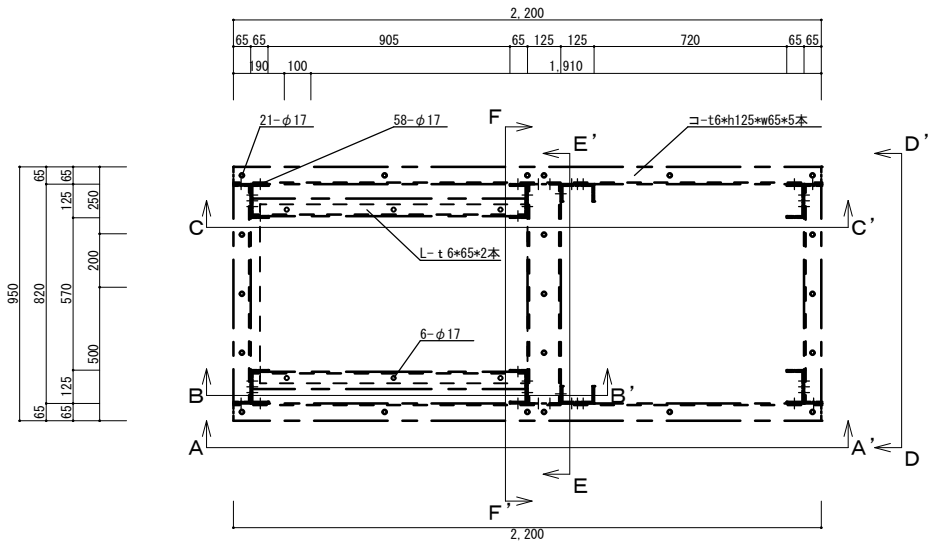
件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか1件工事		
箇 所	横尾山AIS送受信所		
図面名称	位置図、案内図、敷地平面図、局舎配置図、配線系統図		
縮 尺	図 示	設 計 松 原	設計年月日 令和8年6月 図面番号 1 / 11
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			

- ・ 既設小型電力給電装置撤去
- ・ 非常用発電機用基礎製作
- ・ 非常用発電機設置

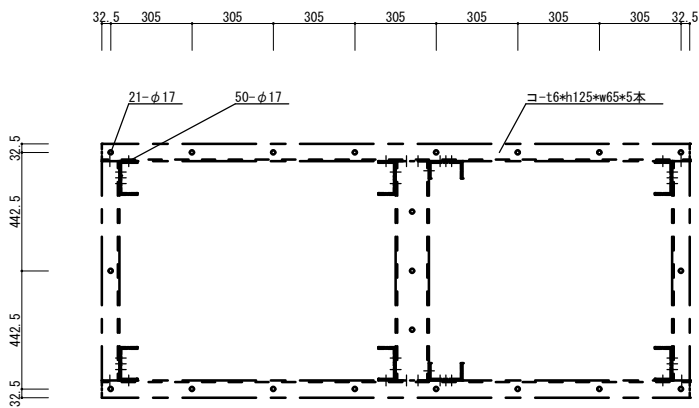


材質：CHPL
板厚：4.5

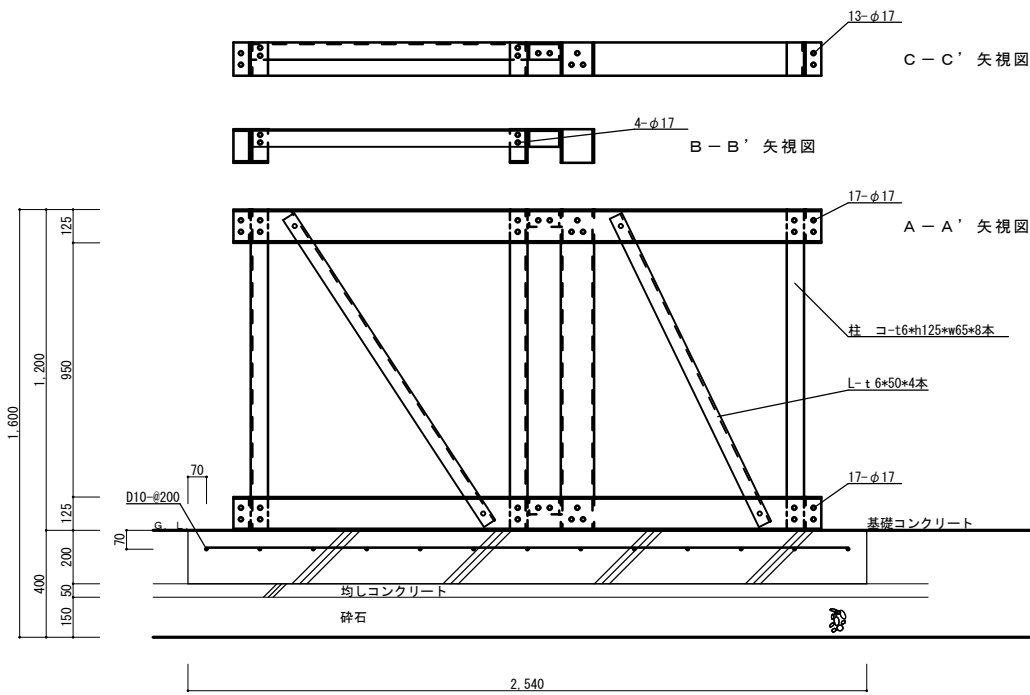
天板 S=1/20



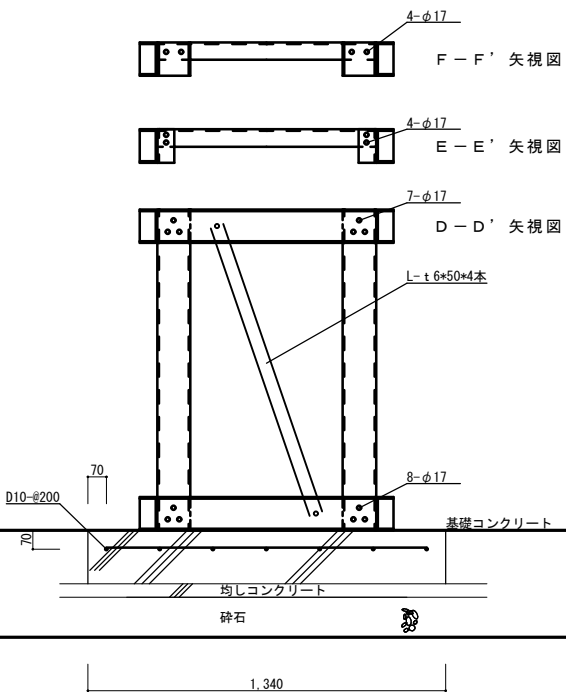
△正面
上架 S=1/20



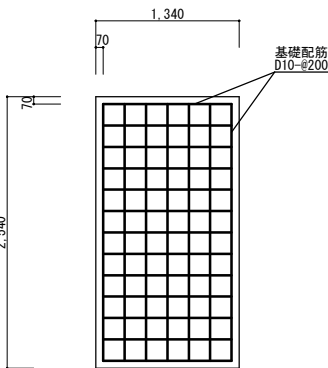
△正面
下架 S=1/20



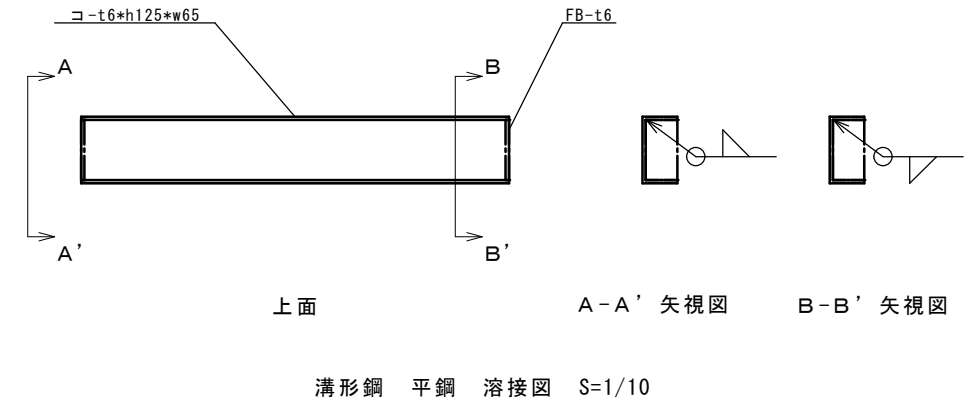
非常用発電機用基礎 側面図 S=1/20



非常用発電機用基礎 正面図 S=1/20



コンクリート基礎 上面図 S=1/50

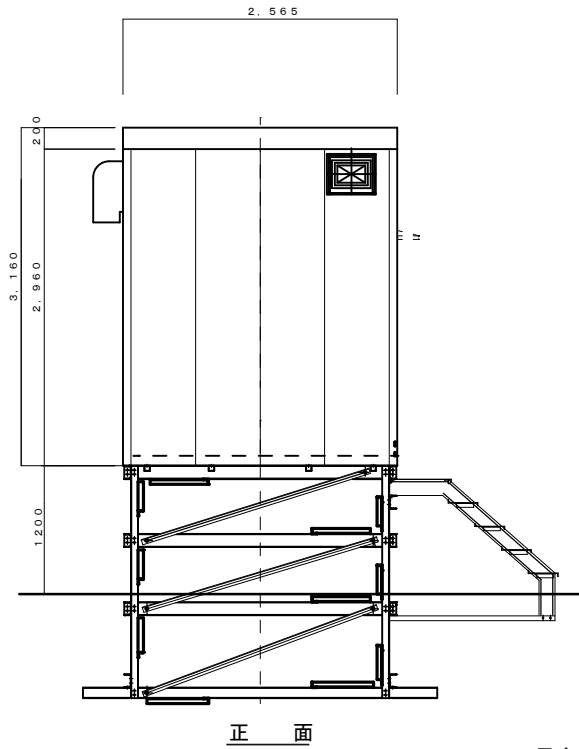


特記事項

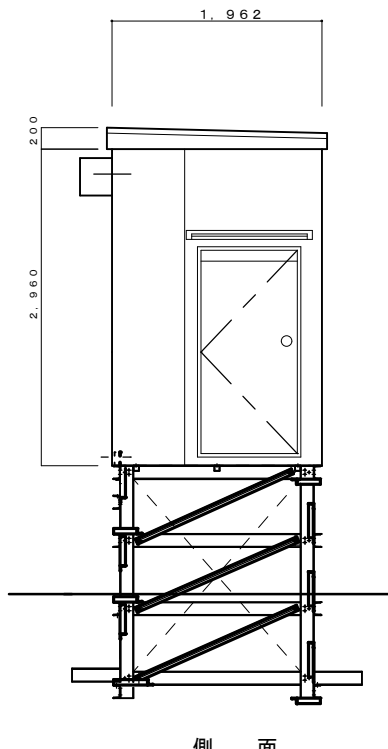
- 図示を標準とするが、仕様書 3.2 (9) の調査結果により、支障がある場合は監督職員に報告し協議すること。
- 制作した金物に、非常用発電機を取付ける。
- 基礎部材は、指定がない場合SS400とし、溶融亜鉛めっき処理を施すこと。
- 制作した金物と非常用発電機の固定は高力ボルトナットにより固定する。
- 制作した金物と基礎コンクリートはケミカルアンカーにて固定する。
- 均しコンクリートは18-8-25とする。
- 砕石はC-40とする。
- 柱用以外の溝形鋼についてFB-6tを溶接する。
- 基礎コンクリートは24-18-25とする。
- 基礎配筋の異形鉄筋はSD295Aを標準とし重ね接手とする。
- 基礎コンクリートのかぶり厚は70とする。

件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事			
箇 所	横尾山AIS送受信所			
図面名称	非常用発電機用金物基礎製作図			
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和 8 年 6 月
		松 原	図面番号	2 1 1
 第八管区海上保安本部 交通部整備課				

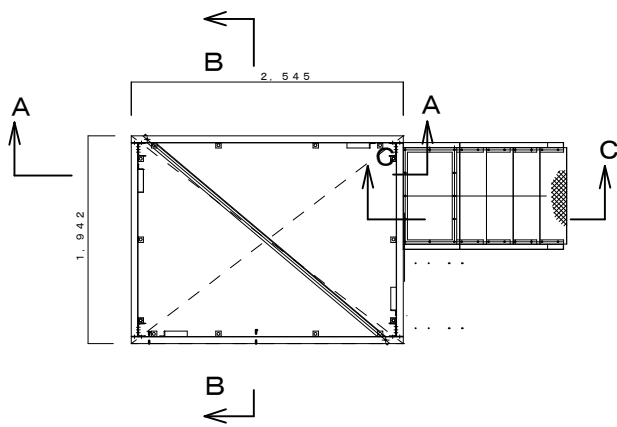
- 特記事項
1. 局舎部材及び鉄骨基礎
 2. 均しコンクリート 18-8-25
 3. 砕石 C-40



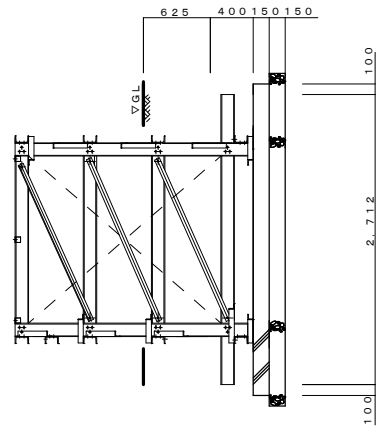
局舎正面図 S=1/50



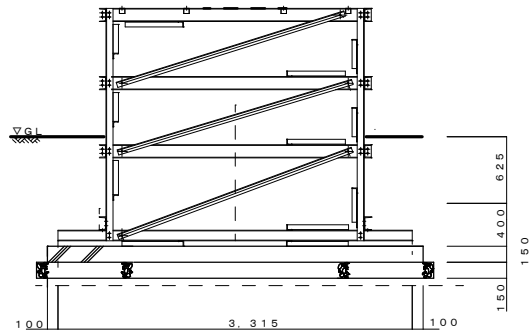
局舎側面図 S=1/50



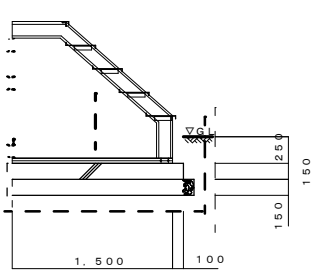
局舎基礎平面図 S=1/50



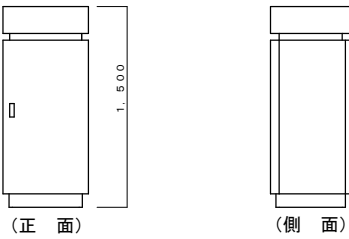
B-B断面図 S=1/50



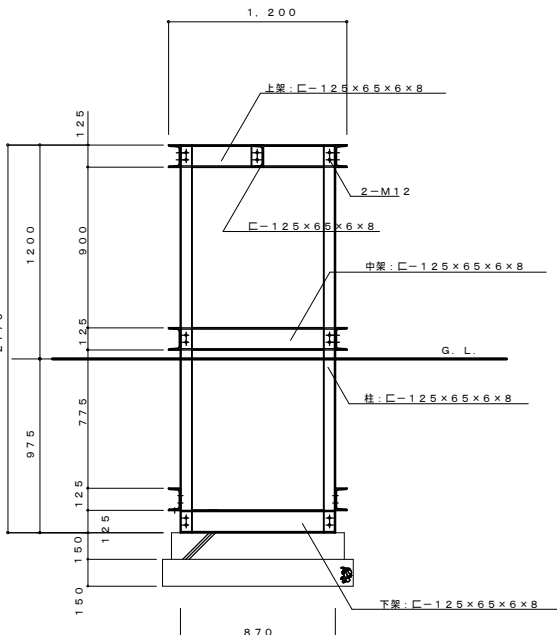
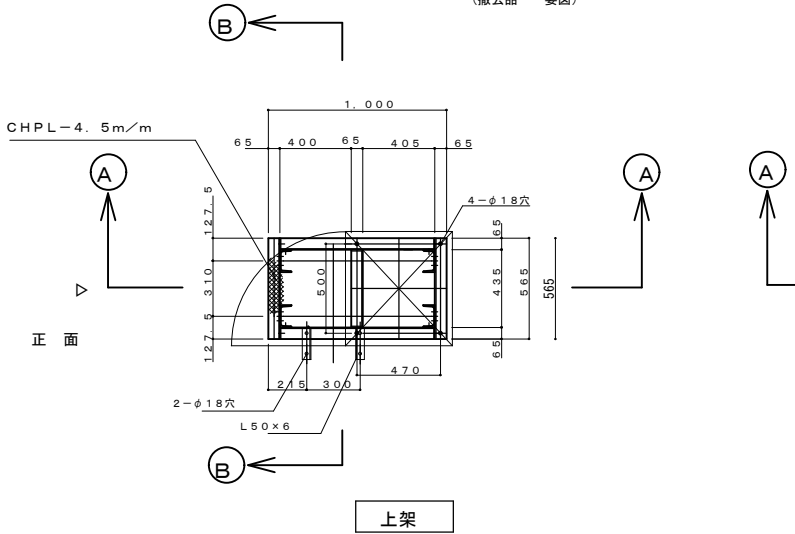
A-A断面図 S=1/50



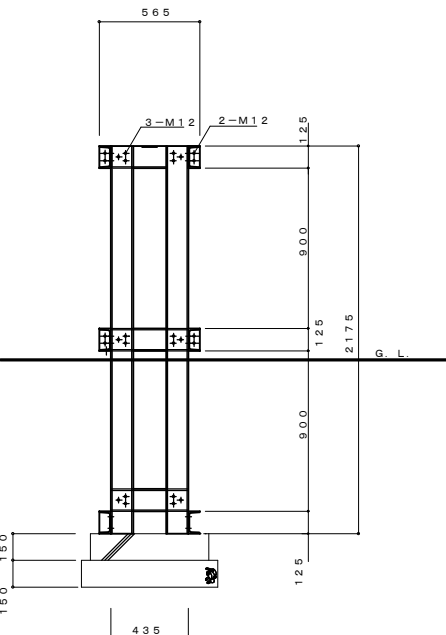
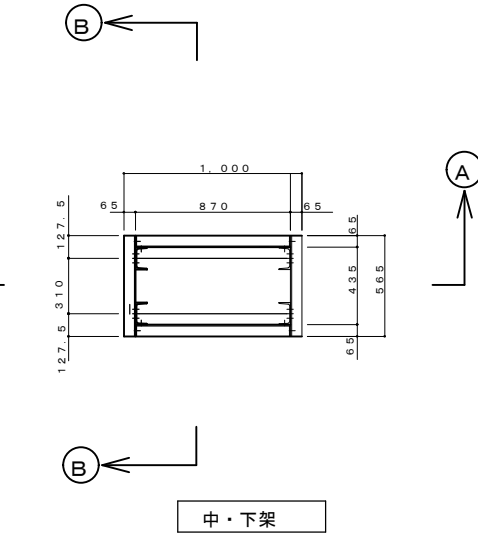
C-C断面図 S=1/50



小電力給電装置 S=1/40
(撤去品 姿図)

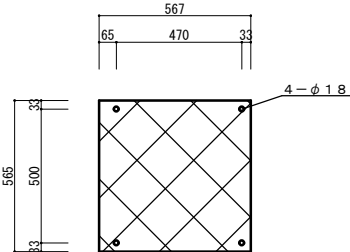


A-A断面図



B-B断面図

鉄骨基礎 S=1/30
(小電力給電装置)

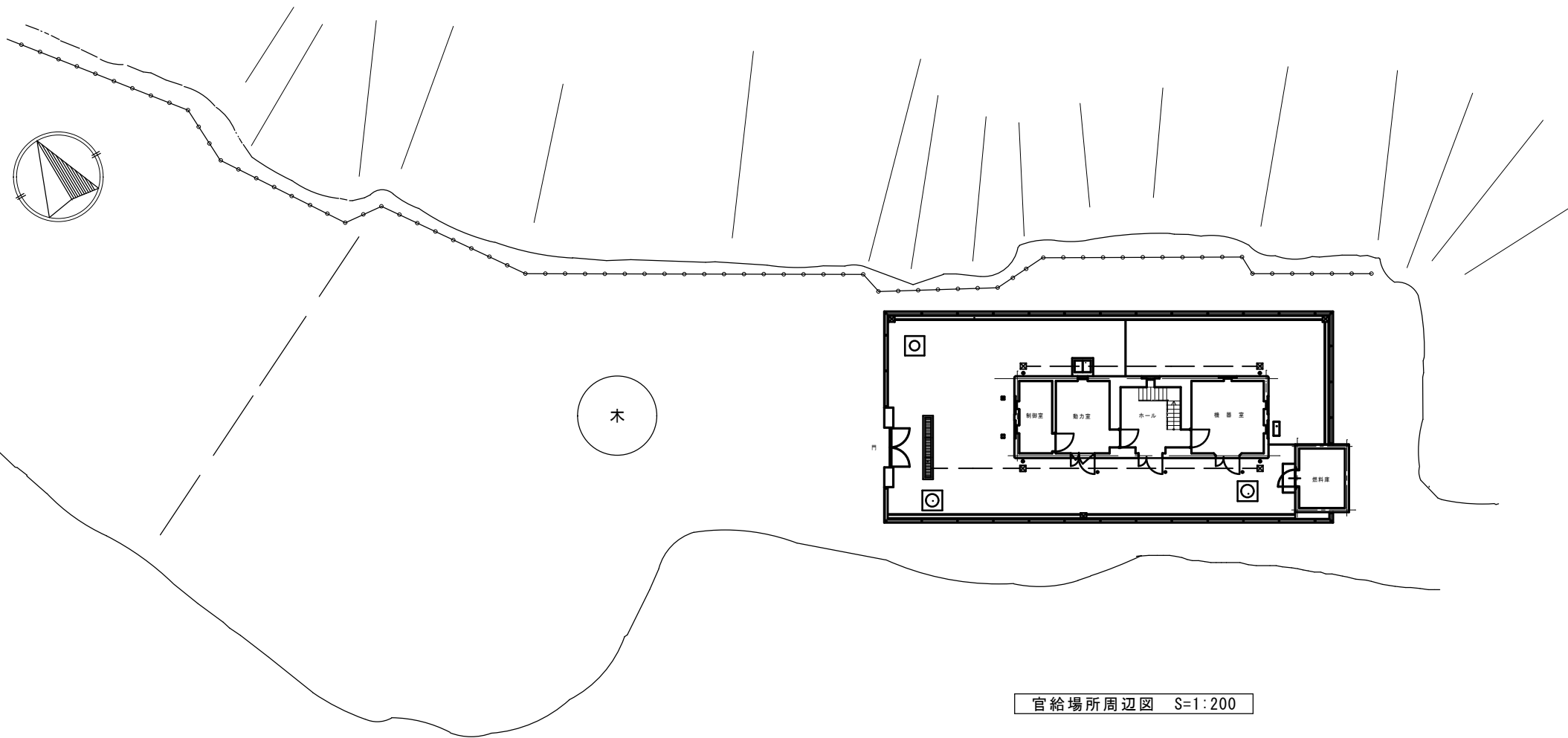


撤去跡補修金物 S=1/20

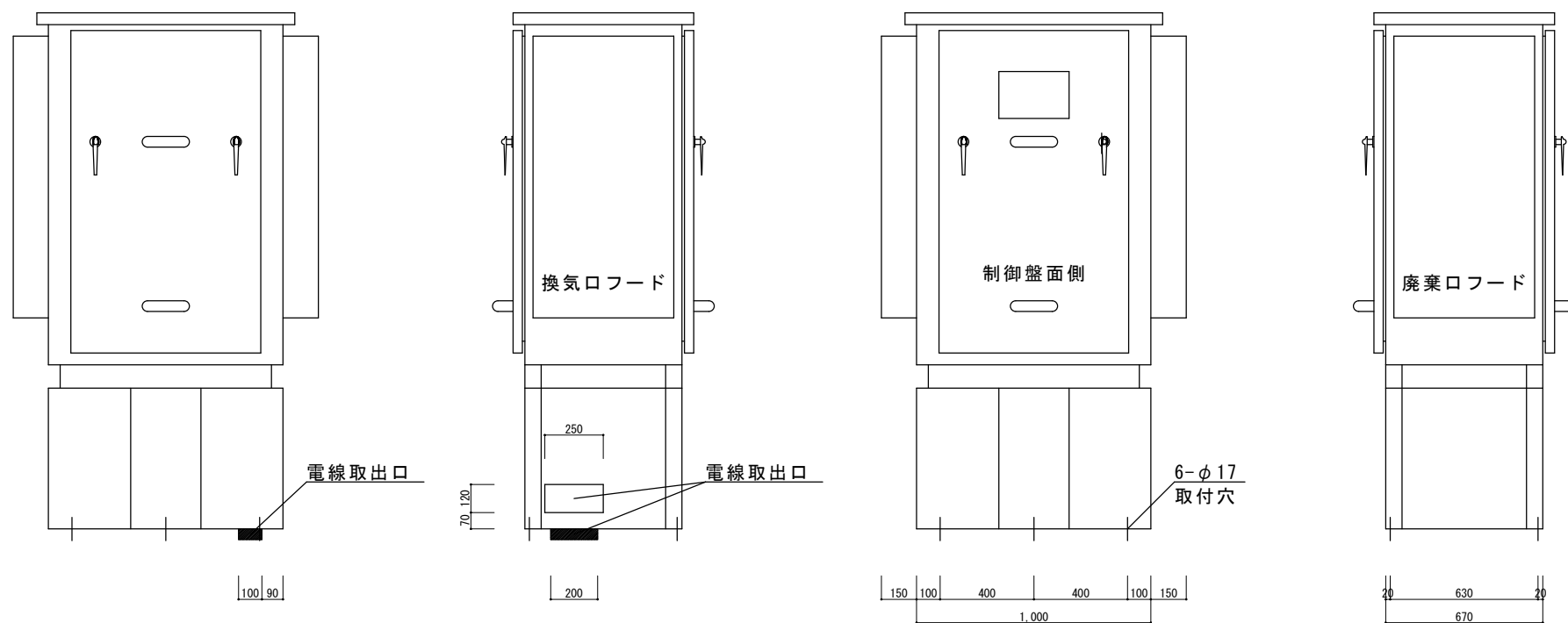
- 特記事項
1. 既設小型電力供給装置撤去跡を制作する金物にて補修する。
 2. 製作品等は以下のとおりとする。
 - ・制作数：1
 - ・材質：CHPL
 - ・板厚：t4.5
 - ・固定用高力ボルトナット：M16×4組

本田技研工業㈱
自動起動式設置型発電機 EX3...OD

件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事				
箇 所	横尾山AIS送受信所				
図面名称	局舎姿参考図、小電力給電装置参考図、鉄骨基礎参考図、 撤去跡補修金物製作図				
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和8年6月	
		松 原	図面番号	3	11
		第八管区海上保安本部 交通部整備課			

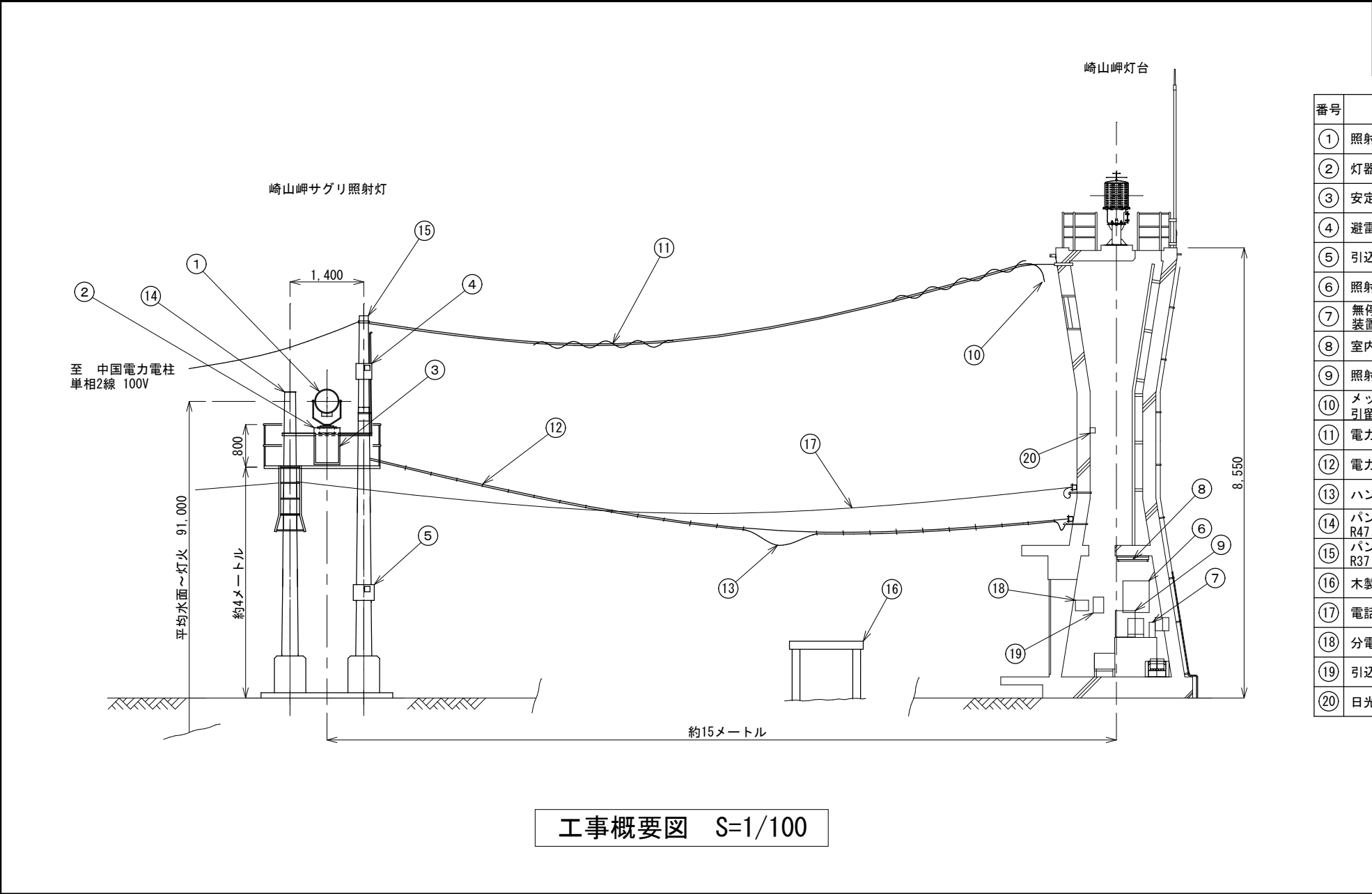
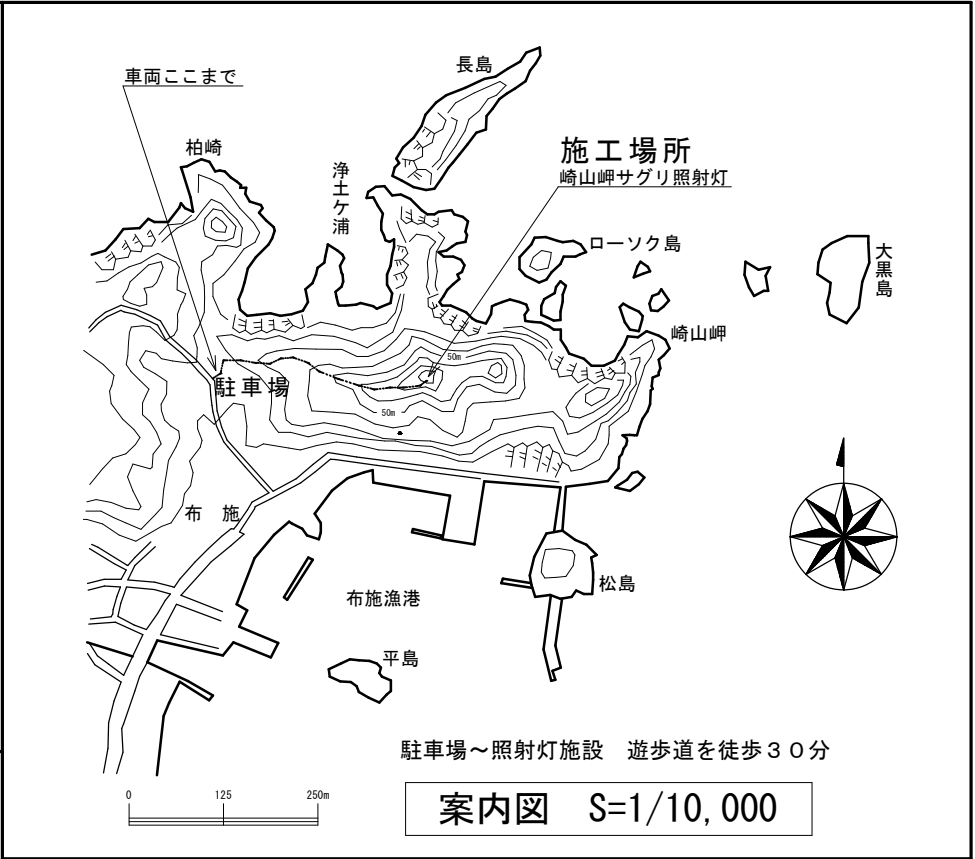
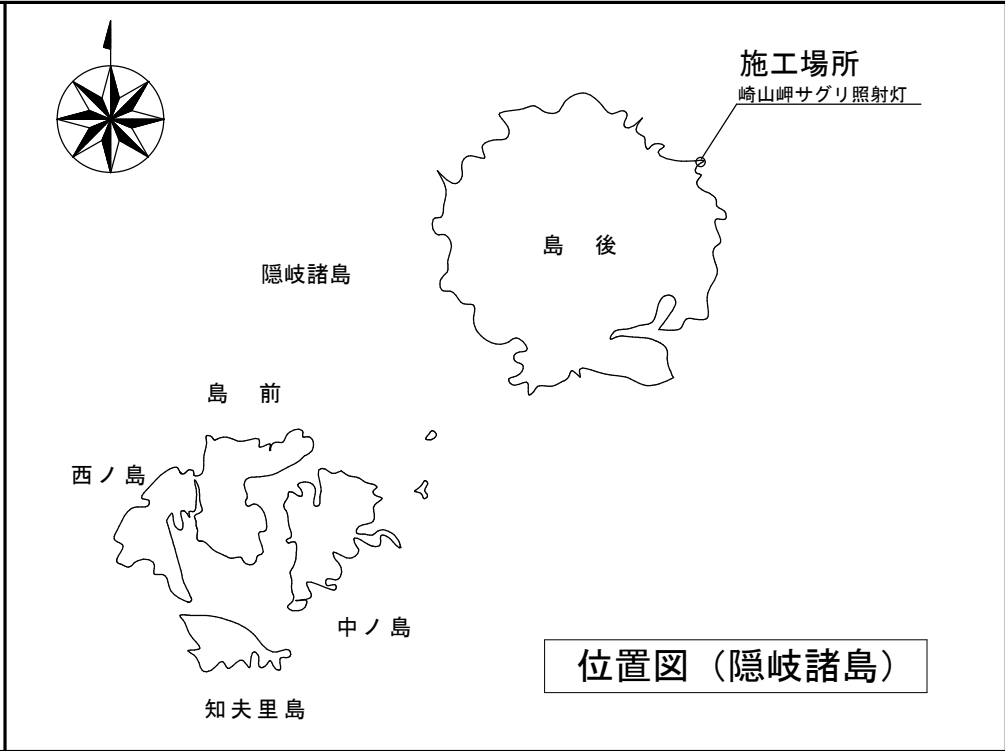
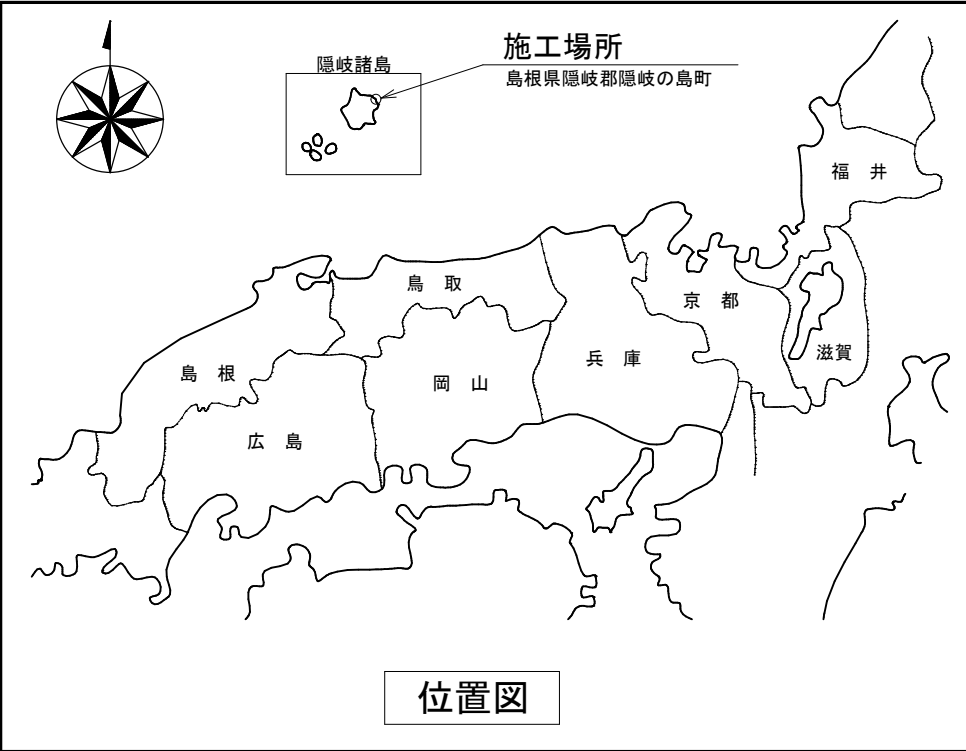


官給場所周辺図 S=1:200



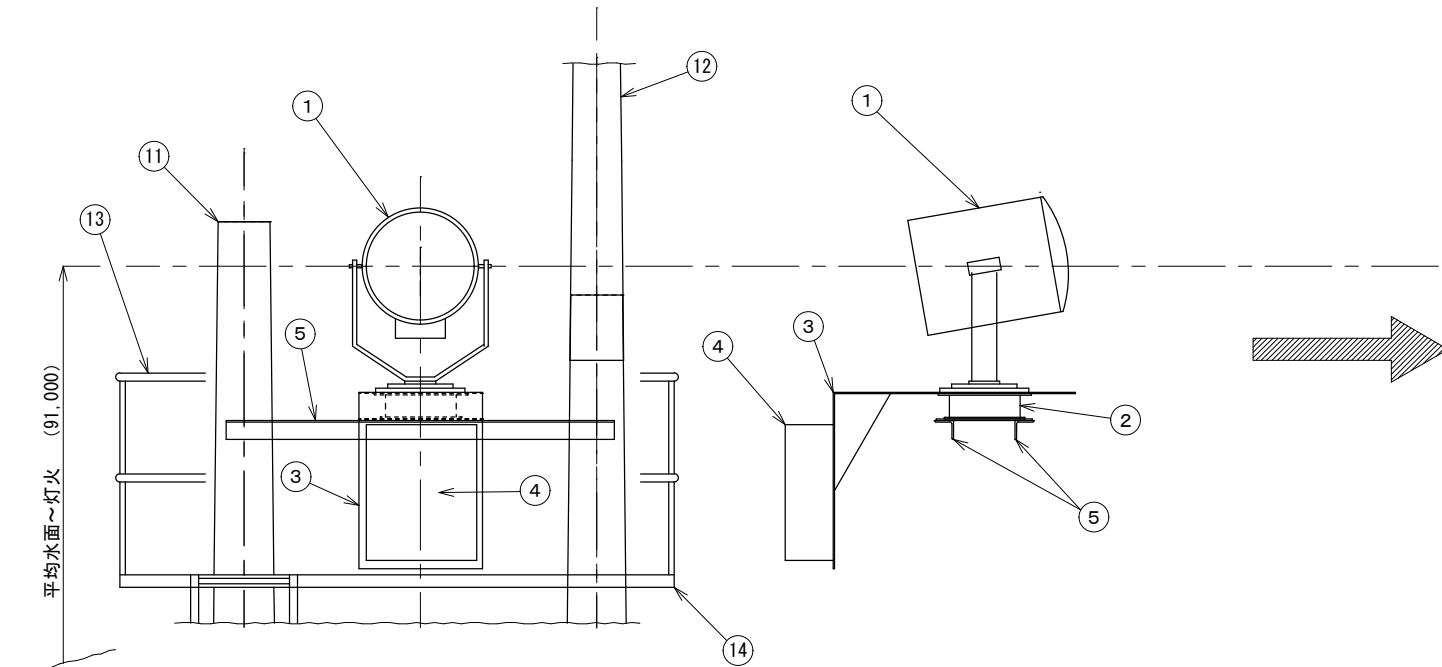
非常用発電機 外観図 S=1/20

件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事			
箇 所	横尾山AIS送受信所			
図面名称	官給場所周辺図、非常用発電機外観図			
縮 尺	図 示	設 計	設計年月日	令和8年6月
		松 原	図面番号	4 / 11
 第八管区海上保安本部 交通部整備課				

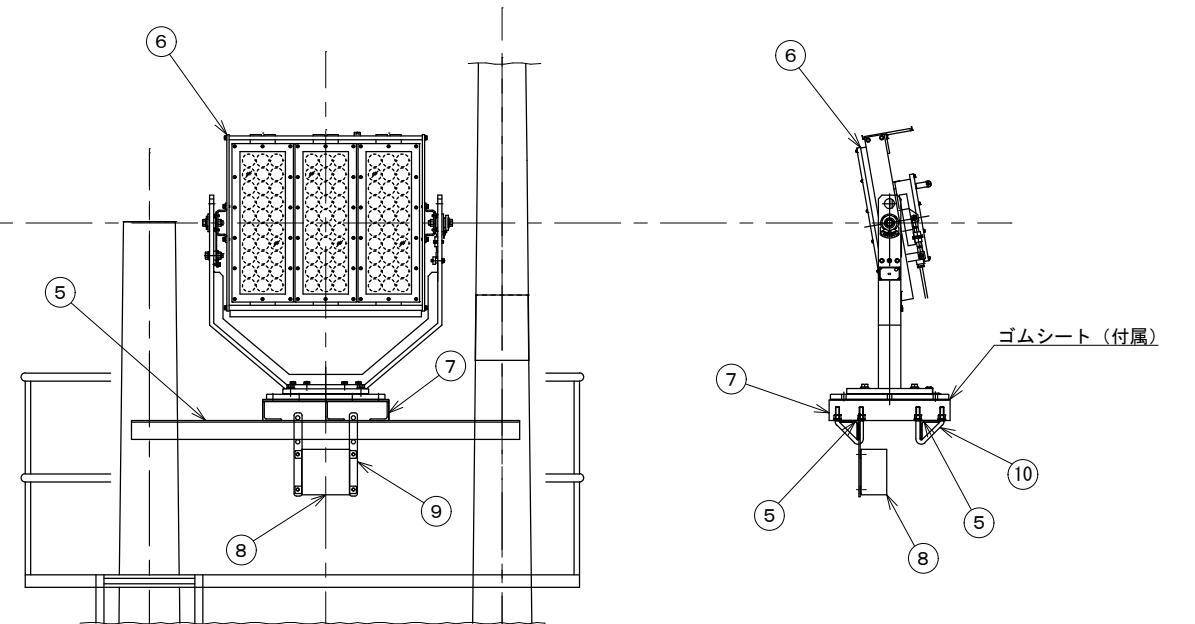


番号	項目	概要（詳細は、右欄の仕様書、図面参照）	参照図面番号、備考
①	照射灯用灯器	官給品と交換する	図6/11，図8/11，図9/11
②	灯器台	支給品と交換する	図6/11
③	安定器箱	安定器箱、安定器取付板を撤去、廃棄する	図6/11
④	避雷器箱	電食防止のため、絶縁処理を行う	図7/11
⑤	引込計器盤	支給品と交換する。 電力量計及びMCBは再使用する。	図7/11
⑥	照射灯制御盤	既設品を撤去、廃棄し、官給品を取り付ける	図7/11
⑦	無停電電源装置（1kVA）	撤去、返納する	図8/11
⑧	室内照明器具	支給品と交換する	図8/11，図9/11
⑨	照射灯制御盤	撤去、廃棄する	図8/11
⑩	メッセンジャー引留部	メッセンジャーワイヤーを、支給する引留金具を用いて灯台手すり柵に引き留める。	図7/11，図11/11
⑪	電力ケーブル	メッセン、ハンガー、電力ケーブルを交換する CV22-2C（撤去）→CE/F14-2C（敷設）	図8/11，図9/11
⑫	電力ケーブル	電力ケーブルを支給品と交換する。 枝払い及びツタの除去	図8/11，図9/11
⑬	ハンガー	支給するハンガーにて補修する。	
⑭	パンザマスト R47	電線管を留めているステンレスバンドを撤去し 支給する鉄製バンドに置き換える。	⑮は受電柱を兼ねている
⑮	パンザマスト R37	枝払い及びツタの除去。	
⑯	木製看板	朽ちた木製看板（約1m四方）を撤去、廃棄する。	
⑰	電話線	既設	
⑱	分電盤	既設	図8/11，図9/11
⑲	引込開閉器箱	既設	図8/11，図9/11
⑳	日光弁受光部	既設品を撤去、廃棄し、官給品を取り付ける。	

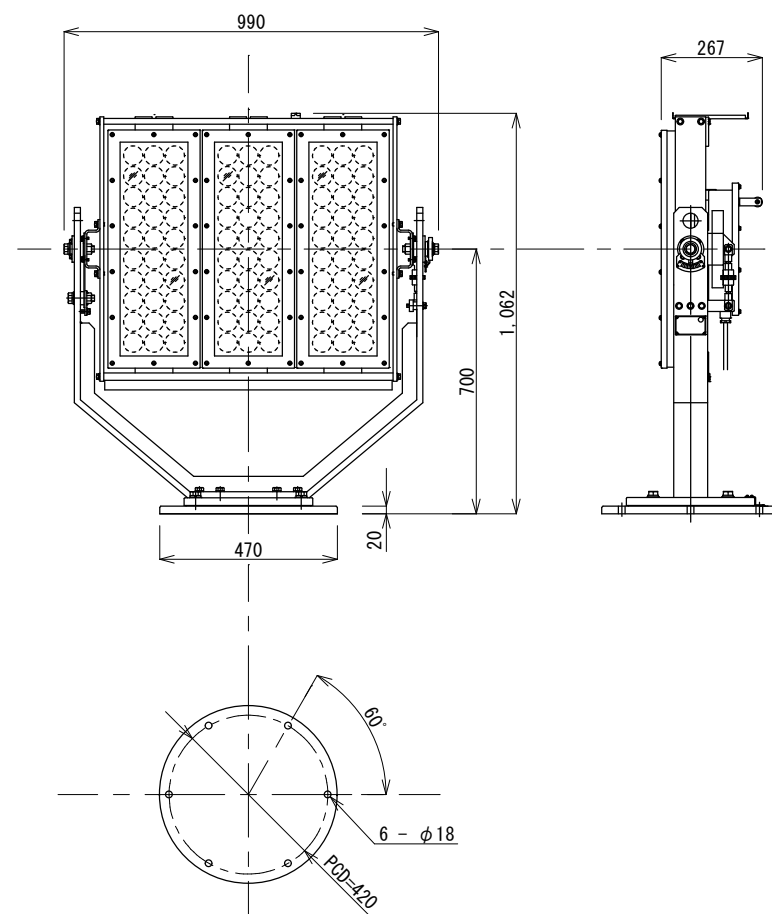
件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか1件工事		
図面名称	位置図、案内図、工事概要図		
縮 尺	図 示	設計年月	令和8年6月
		図面番号	5 / 11
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			



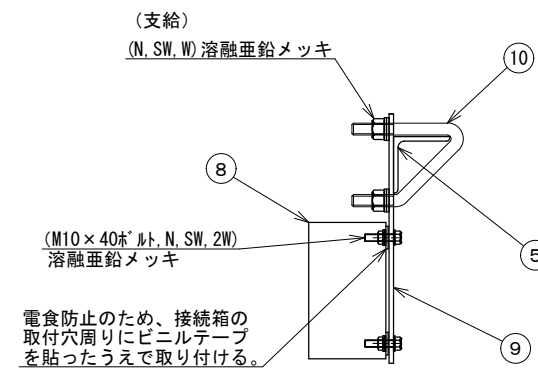
灯器取付図（施工前） S=1/30



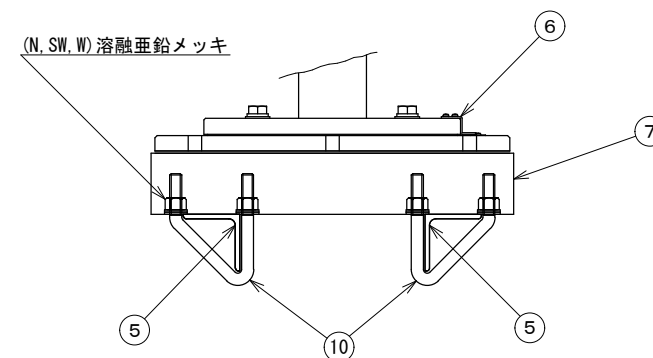
灯器取付図（施工後） S=1/30



灯器外観図 S=1/20



接続箱取付詳細図 S=1/10



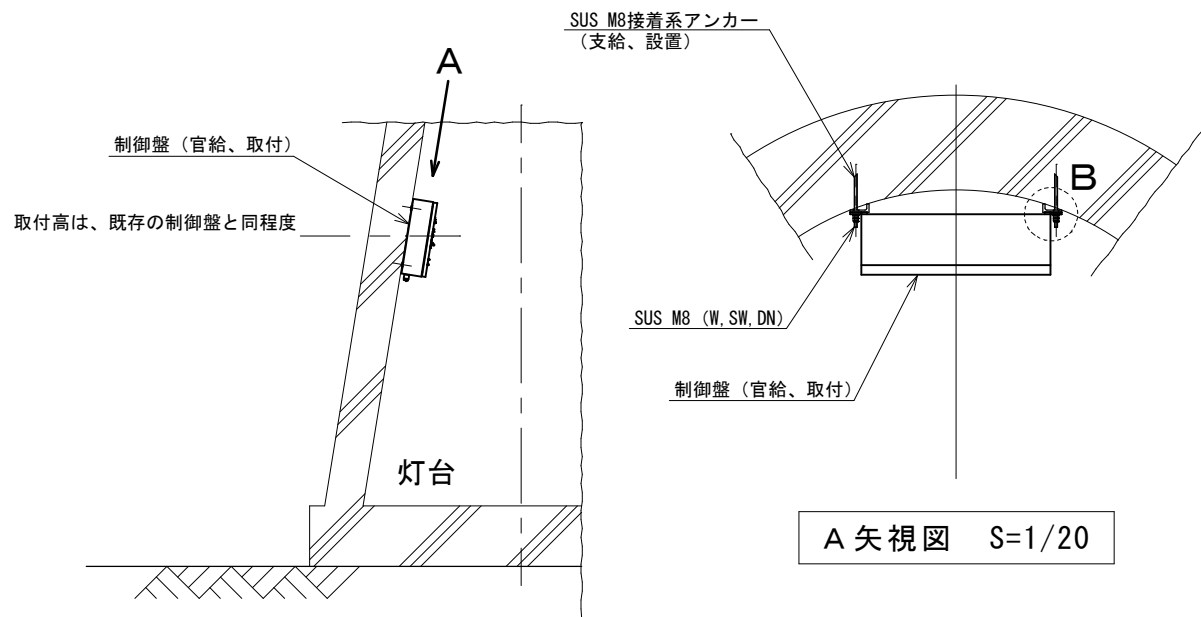
灯器取付詳細図 S=1/10

取付機器明細表						
番号	品 名	規 格	単位	数量	摘要	記 事
①	照射灯用灯器	LE型灯器 (40)	(55kg) 個	1	撤去 廃棄	
②	灯器台	SUS製 (H=100)	個	1	撤去 廃棄	
③	安定器箱取付板	SUS製	個	1	撤去 廃棄	
④	安定器箱	SUS製 (安定器 2 個内蔵)	個	1	撤去 廃棄	
⑤	腕金	等辺山形鋼 75×75×6 溶融亜鉛メッキ	本	2	既設	
⑥	照射灯用灯器	LPL-2 特型	(125kg) 個	1	官給 取付	木枠42kg、段ボール40kg+20kg+20kg+20kg の5つの部材で官給。現地にて組み立て。
⑦	灯器台	SS400 (HDZT77) 図面番号 6/7	個	1	支給 取付	
⑧	接続箱	JB-LPL-B 樹脂+ステンレス	(2.4kg) 個	1	官給 取付	⑨及び⑩を用いて⑤に取付
⑨	接続箱取付金具	SS400 (HDZT77) 図面番号 7/7	個	2	支給 取付	
⑩	Vボルト	M16 SS400 (HDZT49) 図面番号 7/7	個	8	支給 取付	⑦の取付に6個、⑨の取付に2個使用
⑪	パンザマスト	R47	本	1	既設	
⑫	パンザマスト	R37	本	1	既設	
⑬	手すり	SUS製	式	1	既設	
⑭	ブラットホーム	SUS製	式	1	既設	

特記なきボルト、ナット類は
受注業者による調達とする。

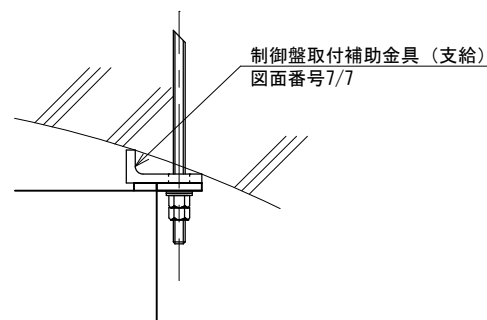
凡例	
N	: ナット
W	: ワッシャ
SW	: スプリングワッシャ
DN	: ダブルナット

件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事		
図面名称	灯器取付図（施工前、施工後）、灯器外観図 接続箱取付詳細図、灯器取付詳細図		
縮 尺	図 示	設計年月	令和 8 年 6 月
		図面番号	6 / 1 1
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			



制御盤取付図 S=1/50

円錐状の内壁に取り付ける。
アンカー孔を壁面に対し斜めに穿孔する
ため、事前に壁面モルタルをはつり
ドリル刃が滑らないよう施工する。
必要に応じて下穴を開ける。

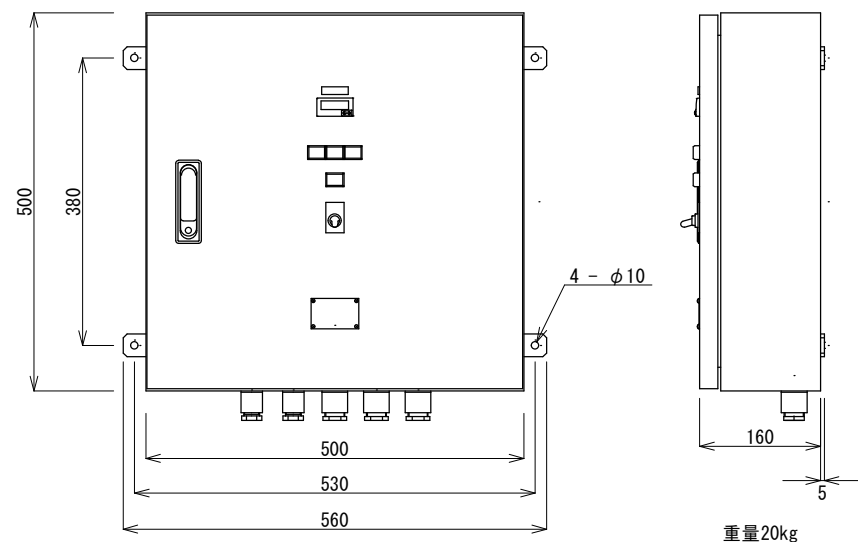


B 部詳細図 S=1/5

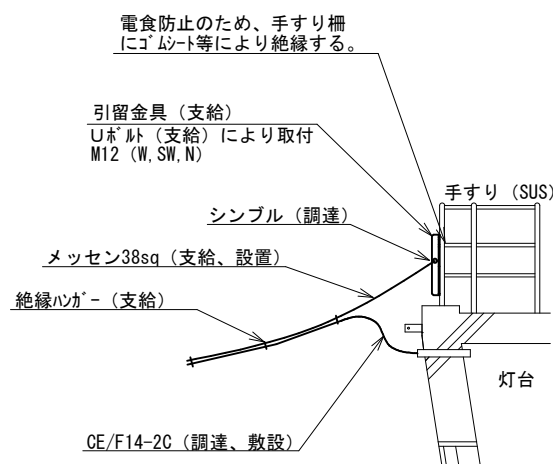
特記なきボルト、ナット類は
受注業者による調達とする。

凡例

N : ナット
W : ワッシャ
SW : スプリングワッシャ
DN : ダブルナット

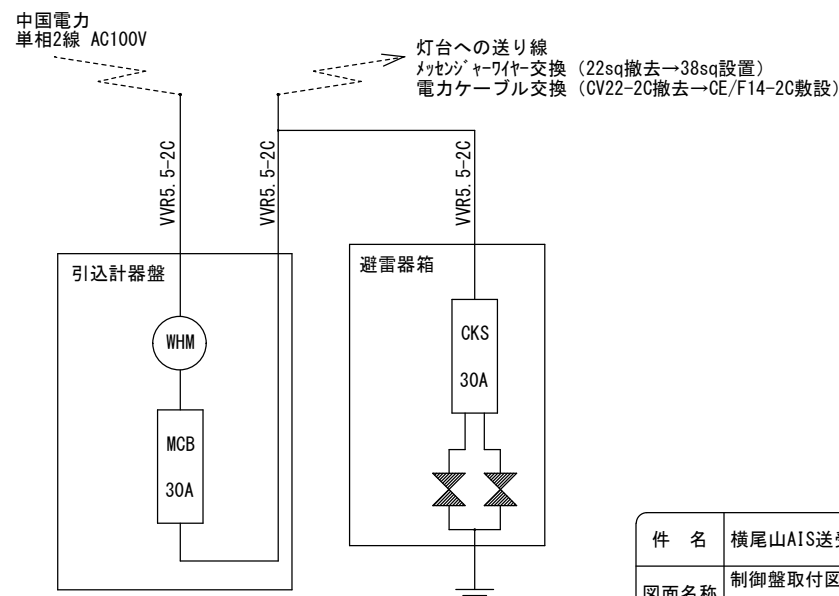
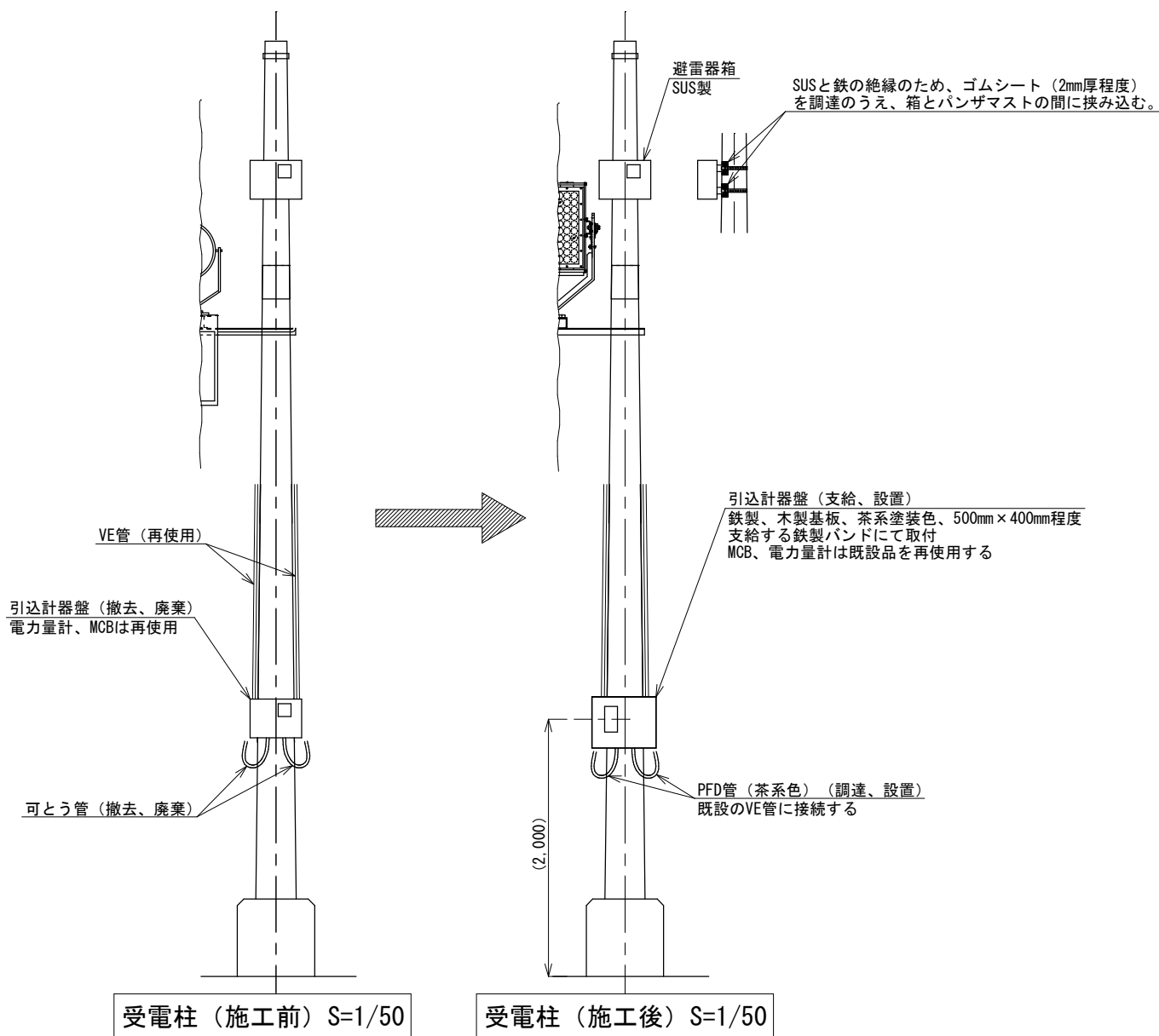


制御盤外観図 S=1/10



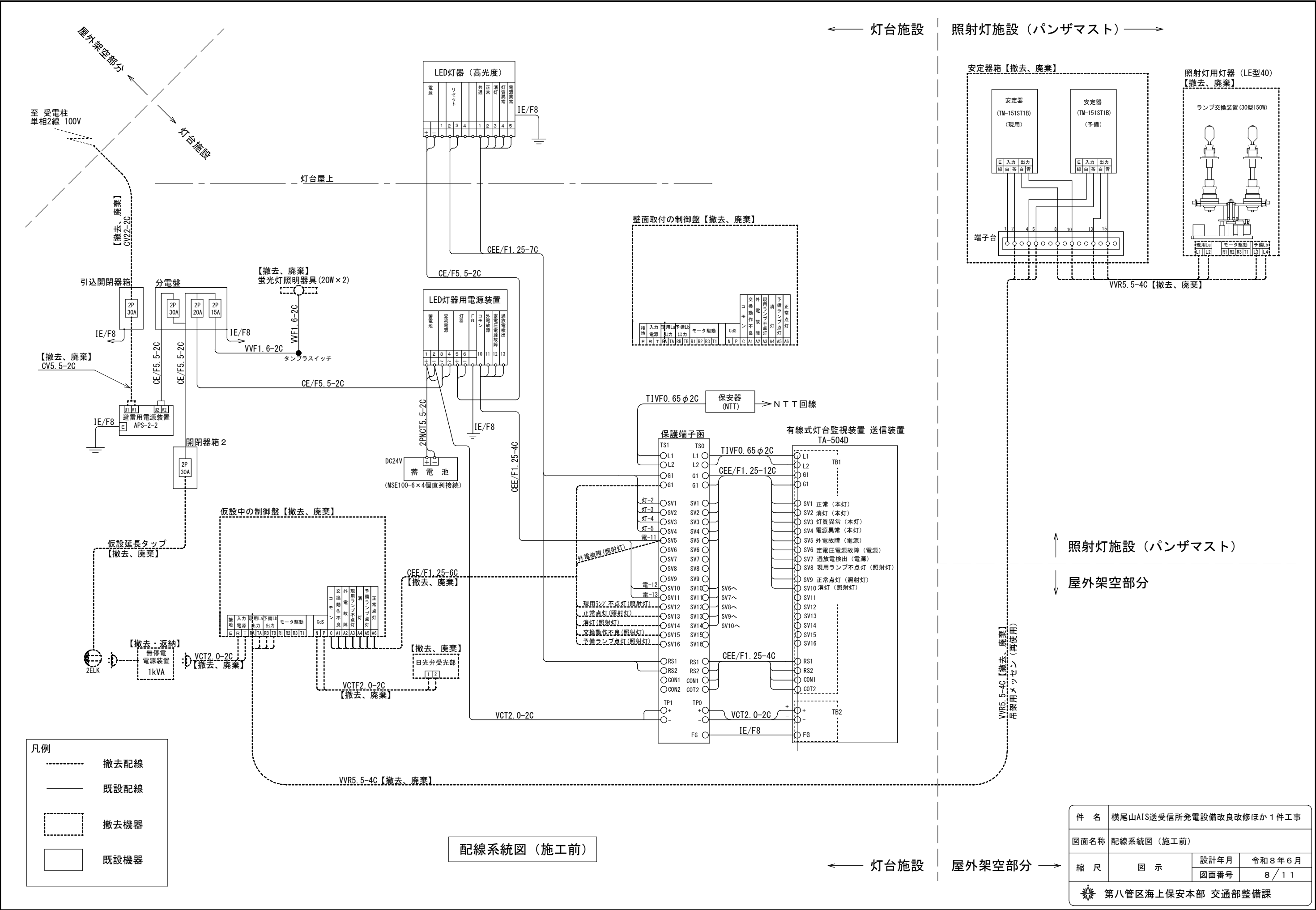
受電柱から灯台への送り電力ケーブル交換 仕様書3.4.2

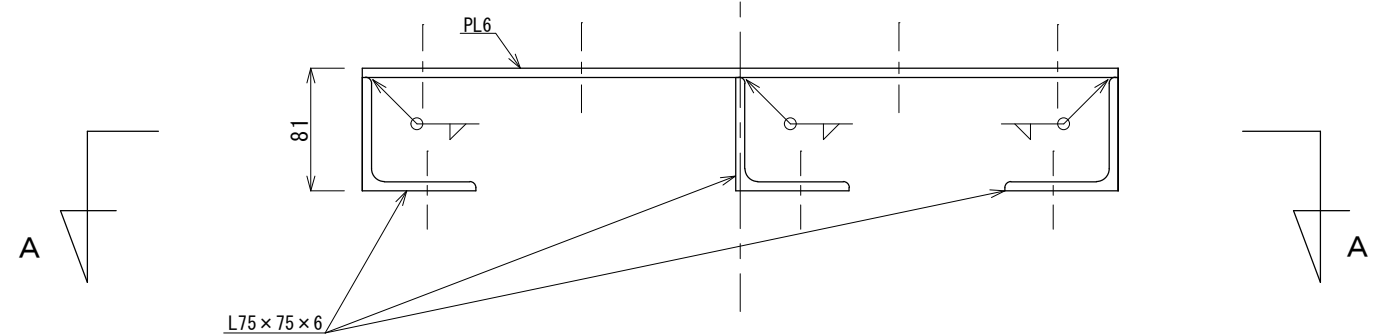
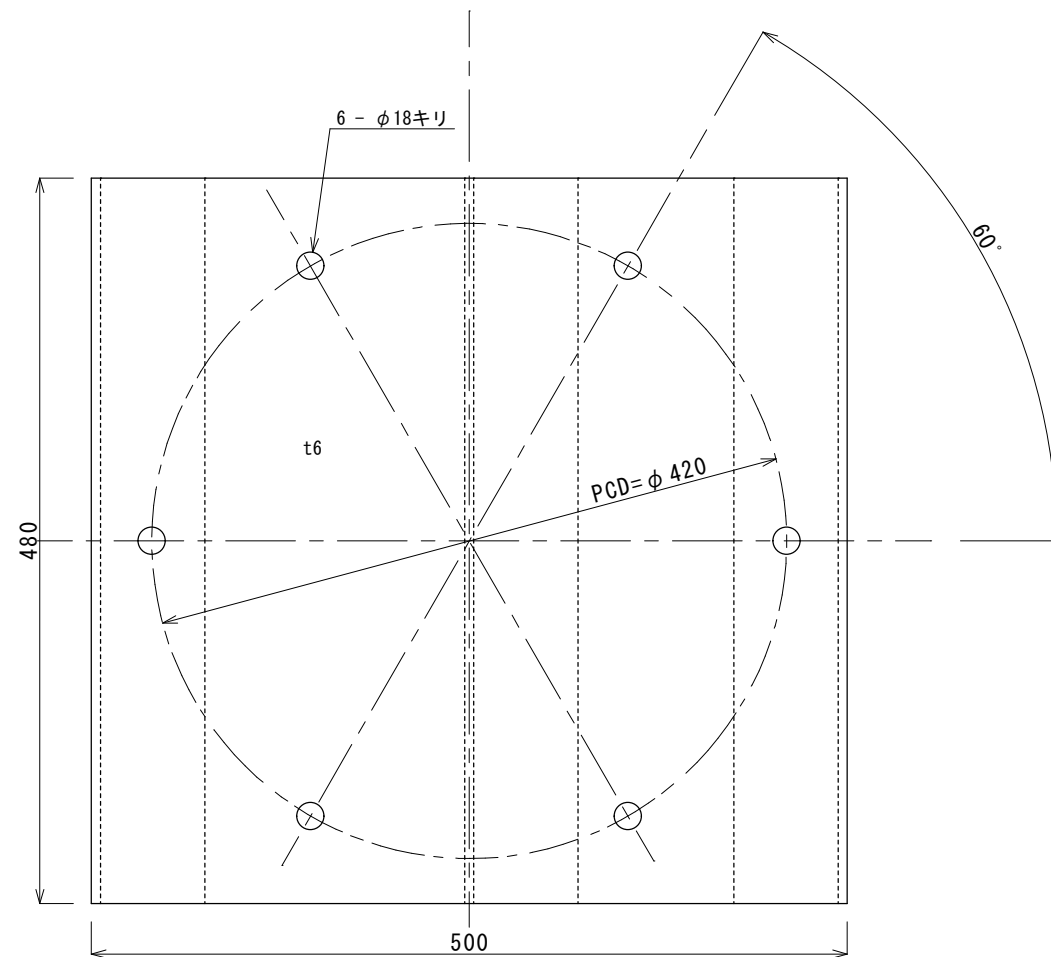
灯台側引留部詳細図 S=1/50



受電柱配線系統図

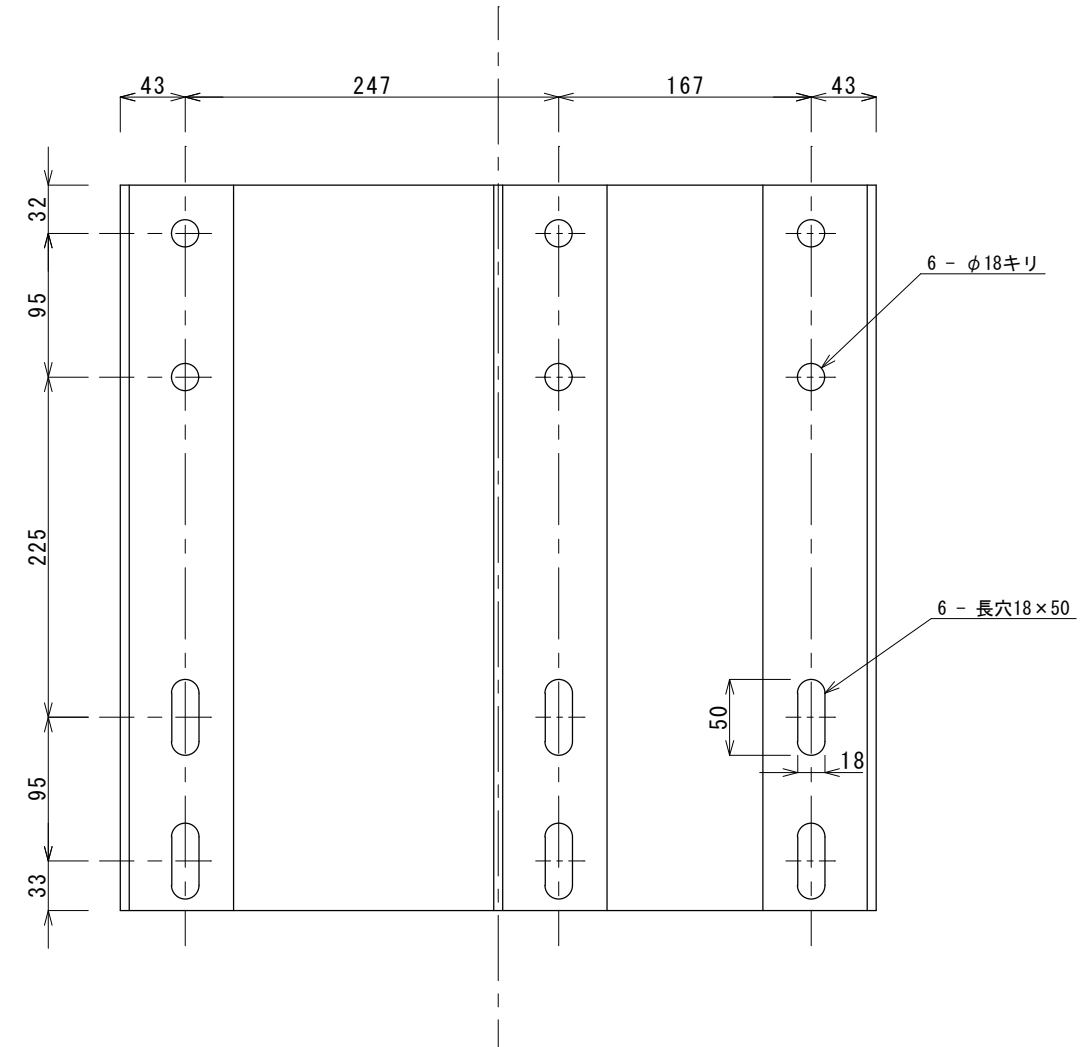
件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事		
図面名称	制御盤取付図、制御盤外観図、灯台引留部詳細図 受電柱（施工前、施工後）、受電柱配線系統図		
縮 尺	図 示	設計年月	令和 8 年 6 月
		図面番号	7 / 1 1
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			



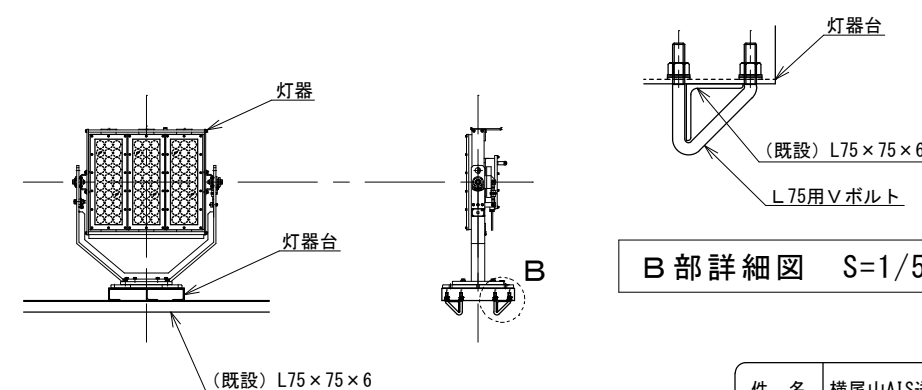


材料はSS400
特記無き端部は0.5mmにて面取り
溶融亜鉛メッキ加工 (HDZT77)

灯器台参考図 S=1/5



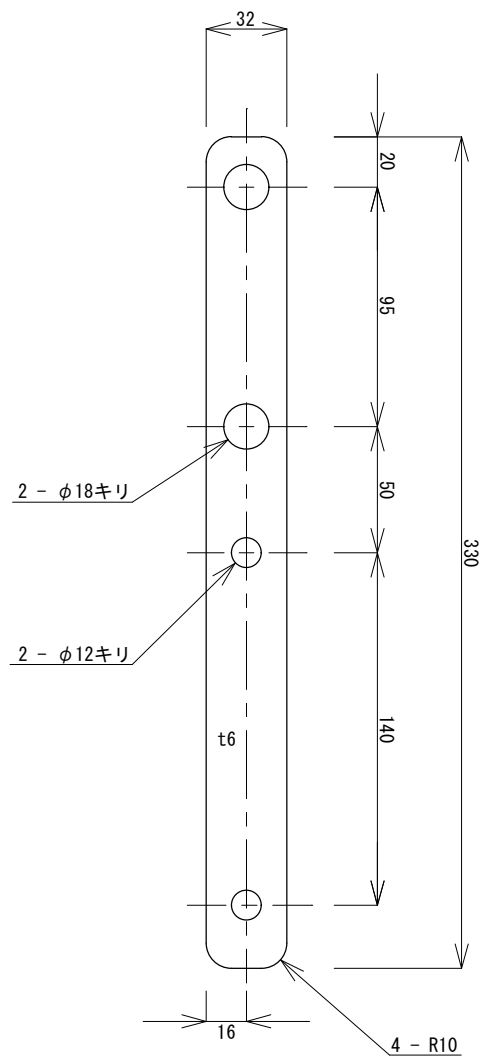
A - A' 矢視図 S=1/5



B 部詳細図 S=1/5

灯器取付図 (参考図) S=1/50

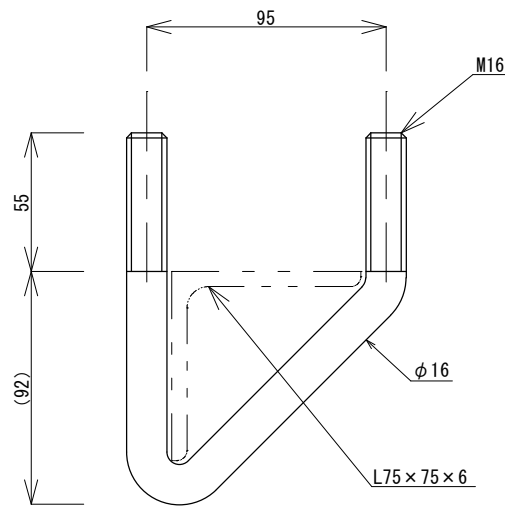
件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事		
図面名称	灯器台参考図		
縮 尺	図 示	設計年月	令和 8 年 6 月
		図面番号	1 0 / 1 1
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			



材料はSS400
特記無き端部は0.5mmにて面取り
溶融亜鉛メッキ加工 (HDZT77)

支給数 2

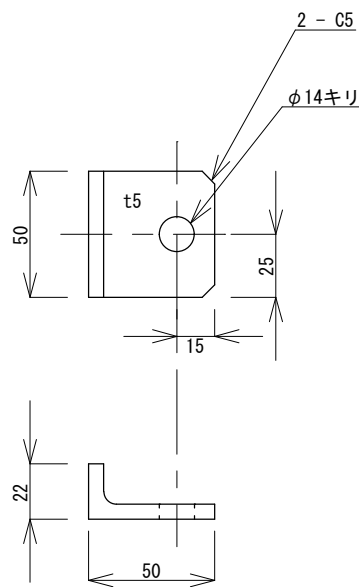
接続箱取付金具 参考図 S=1/3



材料はSS400
溶融亜鉛メッキ加工 (HDZT49)

支給数 8

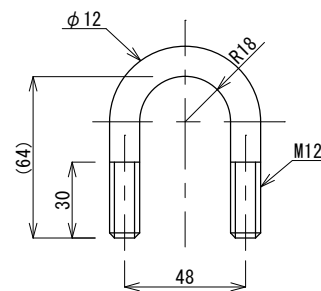
L75用Vボルト 参考図 S=1/3



材料はSUS304
特記無き端部は0.5mmにて面取り

支給数 4

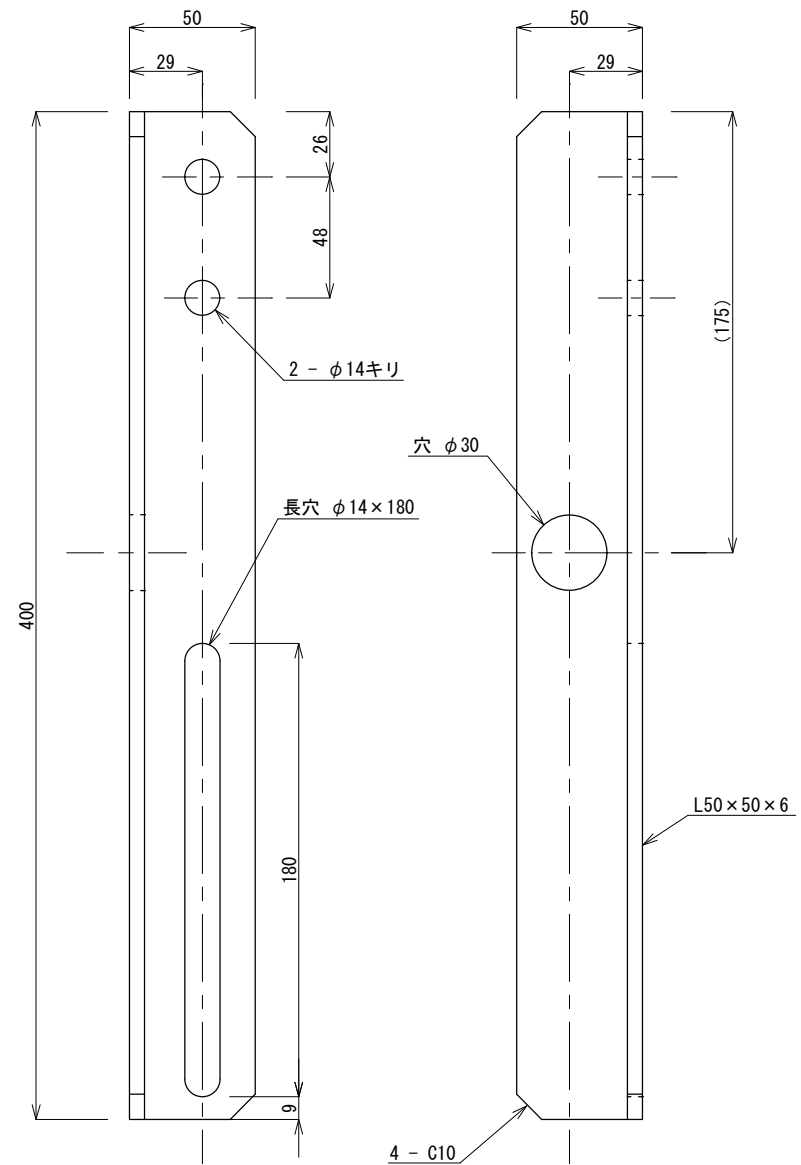
制御盤取付補助金具 参考図 S=1/3



材料はSS400
溶融亜鉛メッキ加工 (HDZT49)

支給数 2

φ32用Uボルト 参考図 S=1/3



材料はSS400
溶融亜鉛メッキ加工 (HDZT77)

支給数 1

引留金具 参考図 S=1/3

件 名	横尾山AIS送受信所発電設備改良改修ほか 1 件工事		
図面名称	接続箱取付金具、L75用Vボルト、φ32用Uボルト 制御盤取付補助金具、引留金具 参考図		
縮 尺	図 示	設計年月	令和 8 年 6 月
		図面番号	1 1 / 1 1
 第八管区海上保安本部 交通部整備課			